平成20年第341回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年3月3日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・請願・陳情の付託

議案第2号·第3号·第4号·第5号·第7号·第8号·第9号·第10号·第11号·第12号·第13号·第14号·第15号·第16号·第18号·第19号·第28号·第29号·第30号·第31号·第32号·第33号·第34号·第35号·第36号·第37号·第38号·第39号·第40号·第41号·第42号·第43号·請願第1号·第2号·陳情第1号·第2号·第3号

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 鈴 木 一 夫 君 2番 大 木 義 正 君 熊 3番 宏 君 4番 栗 崎 千 代 松 君 \blacksquare 5番 渡 辺 正 美 君 6番 柏 村 栄 君 男 7番 諸 根 重 君 8番 吉 田 伸 君 井 9番 藤 精 七 君 10番 棚 君 木 良 十 文 字 11番 角 田 秀 明 君 12番 重 康 君 15番 遠 藤 守 君 17番 永 沼 義 和 君

18番 根 本 信 雄 君

欠席議員(1名)

16番 松 谷 正 良 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長野崎吉郎君 副町長野地 誠君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画経営課長 渡 辺 正 樹 君

総務課長	内	藤	正	昭	君	税務課長	蛭	田	武	良	君
町民生活課長	長	岐	敬	_	君	保健福祉課長	根	本	孝	_	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須	藤	修	平	君	都市建設課長	坂	本	明	司	君
上下水道課長	渡	辺	正	弘	君	会計管理者 兼出納室長	熊	田	建	_	君
教 育 次 長 兼学校教育 課 長	坂	路	寿	紀	君	生涯学習課長	水	戸	光	男	君

職務のため出席した者の職氏名

 主
 幹

 議会事務局長
 小
 林
 伸
 幸
 兼局長補佐
 水
 戸
 邦
 夫

 兼
 次
 長

◎開議の宣告

○議長(根本信雄君) 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に先立ち報告いたします。

16番、松谷正良君より欠席する旨の届け出がありました。

本日の日程に入ります。

(午前10時04分)

◎一般質問

○議長(根本信雄君) 日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇諸根重男君

○議長(根本信雄君) 通告1番、7番、諸根重男君の一般質問を許します。7番。

〔7番 諸根重男君登壇〕

○7番(諸根重男君) 議場の皆さん、おはようございます。

野崎町長におかれましては、このたびの2期目の当選、まことにおめでとうございます。一万八千七百数人の矢吹町の町政を再度お願いするわけでありますが、町民の大きな期待と財政再建の大きな責任が課せられるわけであり、3年間で7億5,000万円の効果額をあらわす再建策をスタートさせましたが、そこで今定例議会に私が最初に町長に一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1番、野崎町政2期目の公約についてであります。幾つかの公約がありましたが、4点ほど抜粋させていただきました。

①について、財政再建3カ年計画の19年度の効果額でありますが、目標額約2億円ほぼ達成の見込みとのことであるが、19年11月で約1億2,000万円で達成率6割と言っておりますが、1月末で約7割の達成とまたなっているわけでございますが、19年度の目標は達成できるのかお伺いいたします。

次に、②の滞納対策の強化とはいかなる対策をとるかでございますが、前回、税務課の説明では18年度では 5月31日現在で各種の税金の滞納が合計で5億6,069万2,000円と言っておられましたが、19年度現在でどのく らいの収納率がアップされたかお示し願います。

次に、③の農工商一体となった産業の振興とは、具体的にどのように考えているかでございます。農業については米の下落で昨年で1俵農協渡しで1万2,300円、過去最低である中、今回米の過剰作付で福島県がワースト1と報道されたところであります。そのために、県では緊急一時金で生産調整を拡大するとしているが、各農家には20年産米に係る生産数量目標についての通知が届いたところであるが、果たして過剰作付のストッ

プと生産目標数量が達成できるかであります。とてもこのままでは米の作付においては厳しい状況でありますが、町長はこの農業に対してどう考えておられるかお伺いします。

また、工業については不法投棄による営業停止による工場の閉鎖、商業においても旧商店街は大型店の進出 により閉店を余儀なくされております。今後、どのようにして支援をされていくのかお伺いします。

次に、④企業誘致の推進についてであります。20年度の新規事業として、今回96万2,000円の事業費を計上されましたが、働く場所の提供が矢吹町としても大きな課題であります。まずは、地元の会社で安心して働ける企業誘致が先決であります。現在、6社の企業誘致が決定されたと聞いておりますが、再度会社名と場所等についてもお聞かせいただきたいと思います。

また、今後も積極的に企業誘致を推進されると言っておられますが、今後の見通しと選定場所についても予 定地はあるのかお伺いします。

次に、2番であります。

矢吹町地域防災計画が作成された災害に強いまちづくりとはでございますが、①、現在、玉川村竜崎地区に おいては、福島県県中農林事務所農林基盤整備グループによる湛水防除工事が行われております。この工事は、 言うまでもなく大雨や台風の豪雨等で阿武隈川へ冠水した水を排水し、農作物を冠水から守り、安心して農業 ができるよう整備する工事であります。すなわち、水門を閉じポンプアップする工事であります。

また、鏡石町成田地区においては、農業基盤整備事業の一環事業として河川改修による新規の堤防工事も行われております。町としてもこの辺は知るべきではあるが、現場の状況も把握するべきではないか。

この工事が完成すると、矢吹町側としてはさらに危険性が生じる可能性が大であります。また、県としては 須賀川市上流に計画面積で約200~クタール、計画容量で約900万トンの遊水池を整備すると言っておりますが、 その辺は把握しているのか。

また、この計画が実行するとしても相当の時間、年月がかかると思われるが、明新地区においては度重なる 水害に見舞われているが、今後の災害に強いまちづくりとはどのように考えているのかお伺いします。

また、前回のような稲わらの撤去については、最終的には個人での撤去となってしまったが、その辺もきちっと今後は対策をとるべきではないかと思います。町長の今後の災害に強いまちづくりが実現できるのかお伺いします。

次に、3番でございます。

20年度の生活道路の計画と見直しは、についてでございます。

①でございます。県道石川線の通学路、歩道の進捗状況は、20年度はどの辺までの延長の計画がなされているのか。現在、サカジ商店まではできたわけでございますが、継続事業となっている以上、早急な整備ができるよう、また神田地区までの働きかけも必要ではないかと思いますが、お伺いします。

それから、②でございますが、現在、採択されている道路の陳情書は今後消化できるかでございますが、現在でも生活道路においてはまだまだ砂利道が多い中、20年度の沿道舗装工事と拡幅による道路整備事業はどのようになっているのかお伺いします。

大きな4番でございます。

各選挙による職員の休日出勤による投開票事務についてでございます。

矢吹町においても、各選挙においては投開票時の職員の対応については大変ご苦労さまであります。職員の 日当についてでありますが、皆さんもご承知のとおり、矢吹町においても大変厳しい財政状況であります。 我々議員においても、4年前には4名の定数の削減、今回の改選においても2名の削減としたところでありま す。

さて、本題でありますが、本年飯舘村においては職員は自立の道を歩む村を支えるためボランティアで選挙 事務を行い、次回の選挙から投開票日の日中分、8時間の選挙手当を一たんはいただいて、村に寄附をし、村 のために役立ててほしいとみずからが発案したそうです。菅野村長は、職員が一歩進んで村づくりに協力する 提案と大いに歓迎すると言っておられます。

矢吹町においては、代休をとっているそうでございますが、矢吹町を家族と考えたとき、こういう時こそ目 の前の川を飛ぶ勇気と奮起を持った職員はいないものか期待しているところであります。町長としての考えを 伺います。

以上です。

○議長(根本信雄君) ただいまの7番、諸根重男議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 皆さん、おはようございます。

それでは、7番、諸根議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政再建3カ年計画の19年度の効果額はとのおただしでありますが、効果額は1月末で目標額1億9,100万円に対し1億3,200万円であり、約7割の進捗率となっております。

目標額に達していない主なものは、自主財源の確保と町有地の売り払いであります。自主財源の確保については、目標額2,140万円の達成に向け推進中でありますが、1月末現在の徴収率は現年課税分は前年並み、滞納繰越分については前年を下回っており、目標額に達していない状況にあることから達成に向け推進中であります。

詳細については、次の質問の滞納対策の強化のところで答弁申し上げます。

次に、公有財産売り払いについては、今年度の効果目標額は5,700万円であり、現在の売り払い状況は1,964 万5,000円で34%の達成であります。内訳は、一本木分譲地1,774万1,000円、その他190万5,000円であります。また、八幡町・田町地区の町有地につきましては、一般競争入札による参加申し込みの受付を昨年7月と9月に募集した結果、八幡町の町有地については数件の問い合わせがありましたが、最終的に契約には結びつきませんでした。平成20年度は、改めて広報の徹底による再募集を実施し、歳入確保に努めてまいる考えであります。

今後は、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする具体的な行動計画を定め、庁内の連携を図りながら強力に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、滞納対策の強化についてのおただしでありますが、財政再建3カ年計画による自主財源、特に税収の 確保は緊急かつ最重要課題であり、納税者の公平・公正を保つために必要なことと認識しております。収納体 制強化のため、平成18年4月1日に税務課に収納担当主幹2名を配置し、さらに平成19年4月1日に室員4名 からなる収納対策室を新設し、滞納処分の強化を図り収納向上に努めてまいりました。

平成19年度は、滞納者への日常的な臨戸徴収、文書催告、電話催告はもちろんのこと、高額滞納者については一般不動産公売並びにインターネット不動産公売を実施し、その他の滞納者については不動産差し押さえ、給与差し押さえ、預貯金差し押さえ等の滞納処分を実施し、税収確保に努めてまいりました。今後とも滞納処分を実施し収納確保に努めてまいります。

介護保険料につきましては、助け合いの精神に基づく社会の仕組みであり、新たな滞納者を増やさないよう 現年度保険料の電話督促、個別訪問徴収に努めております。今後、さらなる滞納対策強化のため、督促、訪問 徴収の機会を多くしてまいります。

また、未納がある場合は、介護サービス受給時の自己負担が通常の1割負担ではなく負担が3割になります。 未納により自己負担が増加することのないよう、制度のPRを含め納付のご理解をいただくよう努めてまいり ます。

町営住宅使用料につきましては、新たに策定した町営住宅使用料徴収マニュアルにより対応いたします。具体的には、保証人催告を今まで以上に強化いたします。また、年度末と出納閉鎖前の4、5月を滞納徴収強化月間とし、都市建設課全体で臨戸徴収を行い収納率の向上を図ります。

さらには、悪質な滞納者に対する督促、明け渡しなどの法的手段については、町の顧問弁護士と滞納者の状況に応じた対応を相談しながら、法的措置を講じるなど滞納対策の強化を図ってまいります。

上下水道料金につきましては、年間を通して未納者宅への訪問徴収を徹底して行っておりますが、どうして も納付していただけない方、あるいは納付の約束をしていただけない方には、料金の徴収強化対策として水道 水の供給を停止する滞納処分、給水停止を実施しております。

平成18年度においては、141名の方に給水停止予告通知を行いました。これにより、97名の方から198万 2,146円の納付がありました。しかし、それでも納付していただけない方44名の給水停止を執行したところで す。

平成19年度においても、継続して徴収の強化対策に取り組み、平成20年1月末日現在で89名の方に給水停止 予告通知を行っており、66名の方から160万8,028円の納付がありました。今後とも、料金の徴収については公 平性の確保や行財政改革の観点から厳格な姿勢で取り組んでまいります。

保育園保育料、幼稚園保育料、幼稚園バス分担金及び児童クラブ育成料につきましては、滞納している保護者に対して各園の先生から個別に納入の催促をしたり、児童手当の支給日に納入していただいたり、何月何日に支払うという確約書をいただいており、年々滞納の件数が減ってきているところであります。今後も引き続き滞納をなくすよう努力してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、全体の滞納額のおただしでございますが、18年度 5 月5.6億円は、20年 1 月末現在で5.4億円と約 2,000万円ほど滞納の整理が進んでおります。先ほども答弁させていただきましたように、一層の滞納対策を強化して回収に努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農工商一体となった産業振興についてでありますが、農業につきましては、本町農業の大きな柱の一つである水田農業が米の生産調整を他市町村に比べて厳しく割り当てられてきた結果、農業者の意識が国の農政から大きく乖離し、生産者の高齢化や後継者問題と相まって農業への情熱が年々後退しているように見受け

られます。また、国の農業行政がその軸足を担い手中心へとますますシフトしており、中小の農業者の失望感は一層深まっているように感じられます。

このような状況をいかに打開できるかと常々考えてきました。農業農村は何と言っても食料等の生産であります。昔は今よりも多様なものをつくっておりました。いつの日からかつくるものが型にはまったようになってしまいました。私は、もっともっといろいろなものをつくるべきであろうと考えております。単に水稲の生産調整にのみ発した転作等の取り組みではなく、消費者が欲するようなものの多様な生産活動が行われるべきであります。

ところで、最近、どこの市町村でも農産物直売所が話題となっておりますが、中には直売所の域を出たような売り上げを誇っているところもあると聞いております。これは大きなヒントであります。そこでは何が売れるのか、何をつくればいいのかというようなことがデータとしてわかるのであります。農産物直売所はアンテナショップであり、農業生産のナビゲーションでもあります。そういう意味で大いに検討していかなければなりません。

もちろん、このようなことは農業者とともに地域営農を担ってきた生産者団体でもあるJA等の役割でもあります。しかしながら、行政も今まで以上にその一翼を担っていかなければならないと考えております。

例えば、ふるさと産品につながるような振興作物の推奨や、農業農村の資源を都会の人へ提供するグリーン ツーリズムなど取り組んでいく幅は広いと考えております。ぜひ皆様のお知恵をお借りして、農業が元気な矢 吹町をつくっていきたいと考えております。

工業の振興につきましては、既存企業の確かな受注増等を背景にした設備の増強及び雇用の拡大を期待しつつ、新たな企業の誘致を積極的に推進することにより、新規雇用の創出や課税客体及び受発注機会の増加による生産力や町の財政基盤強化が期待されます。

このたび企業立地促進法の同意を得たことにより、新たな企業の誘導策を充実させ、すぐれた工場等の誘致を実現し、町内製造業の1人当たりの製造品出荷額を向上させるとともに、進出企業間の連携を目的に設立した経営懇話会の組織拡大と一層の充実を図りながら工業の振興を積極的に推進いたします。

商業の振興につきましては、依然として中心市街地の衰退、いわゆるシャッター街の解消問題については全国的な傾向ではあるものの、効果的な施策の展開を見出す段階に至っておりませんが、韓国人ゴルフツアーの対応に関する調査研究会の実施や、若い商業者のグループによるにぎわいの創造を模索している状況等も踏まえ、現在空き店舗開設支援策の検討をしているところであります。

以上のような各産業の充実に加え、農工商の各産業の連携を背景に、産業祭開催を初めとした各種施策の展開やベンチャー企業支援の検討など積極的に推進してまいる考えでおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企業誘致の推進についてでありますが、ここ2年間に誘致企業として認定した事業所は6社があり、 既に2社が操業を開始しており、現在4社が工場等の建築工事の着手をしたところでございます。その間、建 築確認申請手続に影響され、予定より操業開始時期が延びているものの、現在順調に工事の進捗を見ておりま す。

新たな企業等の誘致でありますが、現在誘致表明をしています法政大学航空操縦学専修課程関連施設を初め、

数社の製造業に対し国有公売地及び矢吹テクノパーク工業団地への積極的な誘致活動を展開してまいります。

引き続き、県を初め関係機関等に対する協力要請と、私みずからもトップセールスとして町内において既に 操業していただいている企業の本社等を訪問し、各企業の地域貢献に対する謝意表明と情報の収集に努めつつ、 今回経済産業省を初め政府関係の同意を得て策定した県南地域の企業誘致に関する基本計画を実現するため、 各種誘導策である具体的施策を制定しながら積極的に誘致活動を展開してまいります。

あわせて、人材及び受発注のバンクであり、かつそれらのあっせん機能を持つ地域活性化支援センターを新年度設置し、労働力の激変による既存企業の雇用閉鎖等の防止と雇用環境の充実、及び町内における中小事業者の新たな仕事の掘り起こしや技術力向上を図る機能を整備することを検討しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、具体的な進出企業名と予定地については、なお詳しく担当課長より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

次に、阿武隈川の増水による阿由里川の逆流と今後の河川改修については、県土木事務所の計画をどの程度 把握しているかの質問にお答えいたします。

初めに、乙字ヶ滝から下流は大臣管理区間として国が平成19年3月に阿武隈川水系河川整備計画を策定いたしました。その計画の策定に当たり、平成18年12月26日に須賀川文化センターで地域の方々から意見を聞く会が開催され、その席上で諸根議員が阿由里川の逆流、東河原、陣ケ岡地区の水害の被害状況等の説明、また早期整備を強く国に要望されたことにつきましては、町も大変心強く思っております。

さて、阿由里川の逆流と阿武隈川の改修でございますが、この区間につきましては県管理となっております。 乙字ヶ滝から下流の国の整備計画を受けて、乙字ヶ滝から上流は県が整備計画の策定を現在進めております。 現在町で把握している内容につきましては、上流部の河川断面をもし拡幅すると、下流部に洪水被害などの多 大な影響が出ると予想されるとのことであります。そのため、国では遊水池での対応を考えているようです。 遊水池の場所については、二、三年をめどに選定したいとのことであります。現在、机上で流量等を慎重に計 算している段階ですが、洪水調節効果を検討すると1カ所では無理なので、須賀川市上流部に数カ所整備した いとのことであります。

また、乙字ヶ滝より上流部に遊水池を整備する場合には、国と県とで協議・調整を図り、国の直轄区間に編入して、国が事業主体で整備をするようになるとのことであります。町としましても、昭和61年8月5日の台風10号以来、その後4回、阿由里川の逆流による洪水、水田被害があり、重要な課題であると認識しております。今後、洪水、水田被害があった場合の対応につきましては、被害の状況に応じて国・県に強く働きかけ、災害復旧に努めてまいります。

阿武隈川は、流域の人々とのかかわりの中で、時には自然の力で、時には人の手によって、常にその姿を変えながら歴史と文化をはぐくんできました。この絶えず変化している阿武隈川を確かな目で見つめ、川と上手につき合ってきた先人たちの知恵に学びながら、地域とともによりよい川づくりに努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様のご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、20年度の生活道路の計画と見通しをのおただしでありますが、初めに通学路の進捗状況についてであ

りますが、この県道石川矢吹線は三神地区から矢吹中学校へ通うために多くの学生が利用する道路であるとと もに、町全体で考えましても交通量が多く、交通安全上危険度の高い路線として認識している道路でございま す。

現在、進められている通学路の整備区間は、大畑セブンイレブン付近から三神地区方面、白山地内の七久保 商店までの延長1,800メートルであり、自転車・歩行者用道路の整備工事として平成17年度に着手し、平成24 年度までに工事が完了できるように進めているところであります。

なお、本路線は県が管理する道路であることから、町としては県へ自転車・歩行者道の早期完了を要望しているところであり、全線整備に向けさらに強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、今後の計画路線と採択されている陳情書はとのおただしでありますが、陳情道路の整備計画につきましては、緊急性、経済性、安全性等を考慮しながら順次計画的に推進しております。陳情路線の中で、一部地権者の協力が得られず、事業が中止した路線等もあることから、慎重に調査、検討しながら、矢吹町第5次まちづくり総合計画の主要事業及び事務事業に基づき実施計画を推進しているところでございます。

陳情路線の早期実現に向け鋭意努力しているところですが、近年の財政状況を踏まえ、未整備路線の早期整備を実現するために、これまでの整備工法や手法等を再検討し、陳情路線の早期実現を図ってまいりたいと思っております。

その一つの手法として、現道幅員がある程度確保され、相当期間敷き砂利がされている路線など、地域的な特性や交通特性などを考慮し、事業費が少ない中で相当量の砂利道の解消ができる簡易舗装、現道舗装に積極的に取り組んでいくことも一つの解決策と考えます。平成17年度から今年度まで、簡易舗装の手法により23路線を整備し、地元や関係者の方々に喜ばれている状況です。今後も、地権者や地域住民と協議をしながら、陳情されている可能な路線を含め選定し実施してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

陳情道路の未着手路線につきましては、今般の厳しい財政事情等から従来の道路整備事業予算の確保ができず苦慮しているところでありますが、先ほど申し上げました現道簡易舗装工事等を考慮しながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各選挙における職員の休日出勤による投開票事務についての質問でありますが、各種選挙の投票日は 有権者の投票活動や立会人の方々等に配慮し日曜日に設定しております。そのようなことから、投開票事務に 携わる職員には超過勤務手当を支給し事務を進めてきたところであります。しかしながら、当町の置かれてい る厳しい財政状況を踏まえた財政再建3カ年計画の着実な進展と達成を図るためには、可能な限りの行政経費 の縮減は喫緊の課題であります。

こういった状況から、町長選挙及び町議会議員選挙の投票の事務のうち、午前8時半から午後5時15分までの8時間については代休対応とすることについて、町職員労働組合と協議を行い昨年3月に合意に達したことから、12月執行した町長選挙より昼間の部分を代休対応とするとともに、全職員でこの難局を乗り越える観点から、幼稚園を除いた全管理職も投票事務に従事することとしたところであります。

こういった結果、昨年の町長選挙と平成16年度実施した町長選挙の比較においては、投票事務従事者数は70

名と変わりませんが、開票事務においては効率的、迅速な開票事務を進めた結果、66名から45名へと21名の減 員をなし、超過勤務手当の額についても、人員の減や代休措置により244万円から76万円と168万円の縮減効果 を生み出しております。

一方、障害者や高齢者等の投票行動に配慮し、各投票所の施設管理者より承諾を得た投票所より、段差の解消や土足化を進めるとともに、さらなる開票事務の正確かつ迅速な取り組みを進めているところであります。 今後とも、選挙事務に対するご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

産業振興課長、須藤修平君。

〔產業振興課長 須藤修平君登壇〕

○産業振興課長(須藤修平君) おはようございます。

それでは、諸根重男議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

誘致企業として認定した6社の企業名と、それから具体的な場所でありますが、順を追って答弁を申し上げたいと思います。

テクノウッドワークス株式会社福島工場であります。立地場所は須乗地区であります。2つ目は、株式会社高木ミンク福島工場でありまして、立地場所は五本松です。それから、田村コウギョウ(株)福島工場につきましては、立地場所は赤沢工業団地であります。4社目の鮫川運送ハブセンターについてでありますが、国有公売地いわゆる第二苗畑でございます。5社目でありますが、カワイ運送株式会社矢吹営業所であります。これについても国有公売地でありまして、第一苗畑の方に立地を決定しております。それから、最後の6社でありますが、株式会社エースパック福島工場であります。これは増設でありますが、立地場所は矢吹テクノパークでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 7番議員、再質問ございませんか。7番。
- ○7番(諸根重男君) 大変明解な回答をいただきましたわけでございますが、再質問でまだお尋ねしたいわけでございますが、まず最初に、未利用財産の処分について、前も私再三言っていますけれども、町民プールの今後の売り払いについてと、それから水道事業所の脇の、今きれいにして更地になりましたが、その辺もどういうような形で処分するのか。

それから、次に、滞納対策についてでございますが、大変努力して収納率がアップしていると聞いているわけでございますが、納めたくても納められない方もいると思うんですよね。その辺に対してはどのような指導をなされているのか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

それから、生活道路の見直しについてでございますが、町長は1期目には陳情書はすべてクリアできると言っておられましたが、確かに今になって、今現在はなかなか町政が厳しいという中で、努力はしていると言っておりますが、時間はかかっても陳情書の採択されたものはなるべく住民の希望がありますので、その辺もよろしくお願いします。

それから、最後に米の問題なんですけれども、実際的に皆さんに配布されたみたいですけれども、私のところにも生産調整のあれがきました。米の生産調整徹底についてでございますが、実際的に米は安い、減反はしる、大変農村も困っていると思います。そういう中で、生産調整をしろといっても実際的に畑を田んぼにしている方がいるという状況がある中で生産調整できるのかなんですよね。その辺、田んぼにしても構わないのか、その辺は全然話は出ていないんだけれども、片方では田んぼをつくって生産を調整するといっても、なかなかこの辺が釣り合いがとれないのではないかなと思うんですけれども、その辺どう考えているか。

以上です。

○議長(根本信雄君) 7番、諸根重男議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 7番、諸根議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の未利用財産の売り払いについて、町民プールまたは水道事業所の跡地についてどうするのか ということでございますが、平成20年度の事務事業ということで掲載もしております。平成20年度の売り払い に向けて具体的な計画を立てながら、効果的な売却について推進をしてまいりますので、ご理解をいただきた いと思います。

2点目の滞納対策、納めたくても納められない方、矢吹町にはたくさんそういった方がございます。納税相談の強化を図りながら、例えば分割の納付をしていただく、もしくはいろいろな形で納付の方法の内容等についても懇切丁寧に相談申し上げながら、できる限り可能な形で、納めたくても納められない方についても納めていただくような、そういった努力もしてまいりたいなと思っております。

それで、私自身も国保税を含めて税率の3年間据え置きをしたりとかということで、できるだけ納められない方の対応についても考慮しているということもご理解をいただきたいなと思っております。

それから、町ではたくさんの陳情書が採択されていると、なかなか前に進まないと、できるだけ採択に向けた努力をしてくれということでございますが、これについては私も同感でございます。現道の整備も含め、簡易舗装の整備も含め、道路の整備の陳情が最も多いというふうに私自身も理解しておりますので、そういった工夫をしながら、平成20年度以降陳情を採択された案件についての解消の努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後の4点目でございますが、米の生産調整、本当に厳しいものがございます。福島県がワースト1、その中でも中通りが悪い、その中でも県南地域が悪いというような状況にございまして、これについては先日も水田農業者の対策会議等を開いて協議をしたところでございますが、ただ、見通しが暗いといっても、そのまま手をつけずにおくというわけにもいかないと、どのようにすれば米生産者農家が減反について考えることができるかということについても、例えば町の助成の対応を含めて転作しやすいような環境について町自身がJAとどのような協力関係を結んでやれるかといういことについても、現在協議中でございますので、そうしたことも含めて対応策をとっていきたいなと思っております。

食料の自給率を考えていきますと、今、日本は約39%ということで、カロリーベースで計算しますとそのような状況になっております。10年後、20年後の日本の農業を考えていくと、国の食料を維持するためにも、こ

れについては無視できない、そういった問題でございますので、その対応についても矢吹町自身どうしていく かについて、今年度ばかりではなくて、さらに先を見据えた農業政策のあり方について検討してまいりますの で、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 7番議員、再々質問ありますか。 7番。
- ○7番(諸根重男君) 私が最後に申し上げた新規開田というか、確かに過剰作付は減反だから、それはどうか と思うんですけれども、実際的に畑を田んぼにしている方がいるものですから、その辺はどういうふうな受け とめをしているのかということなんですけれども。
- ○議長(根本信雄君) 7番、諸根重男議員の再々質問に答弁を求めます。 町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 7番、諸根議員の再々質問にお答えさせていただきます。

過剰作付は新規開田も主たる理由ではないかというような内容のおただしかと思いますが、これらについては大変難しい問題があろうかと思っております。新規開田をしているところに、国が生産調整ということで過剰作付に対する割り当てがどんどん矢吹町で増えてしまうということでございますが、つくったものが売れるような状況にあるというようなことを考えると、町としても新規開田された農家に対してペナルティーを下していくということについてはなかなか難しい問題だというふうに受けとめております。

それらの対応についても、今後十分に協議をしていきながら、その方たちの対応をいかにしていくかという ことについても考えていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(根本信雄君) 以上で、7番、諸根重男君の一般質問は打ち切ります。

◇大木義正君

○議長(根本信雄君) 続きまして、通告2番、2番、大木義正君の一般質問を許します。 2番。

[2番 大木義正君登壇]

○2番(大木義正君) 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、職員の給与についてお伺いいたします。

福島県の佐藤知事は、厳しい財政状況を踏まえて、県の職員組合に対し人事院勧告を完全実施するかわりに、一般職員に対しては給与の3%カット、管理職に関しては給与の5%カットをお願いして、ことし4月から実施することで合意しました。これは、実質的な給与の削減であります。

矢吹町も、実質公債費比率が25%を超えている厳しい財政状況を考えれば、地方や地域の実態が必ずしも反映されているとは思えない人事院勧告を実施することよりも、町の厳しい財政状況を職員にも深く理解してい

ただき、財政再建3カ年期間中だけでも県にならって給与の減額をお願いすべきだと考えます。

町は、昨年の財政再建計画の説明会で、3年間で7億5,000万円の削減を達成しないと夕張市と同じような 財政債権団体に陥る可能性があると町民に訴えて理解を求めてきました。財政再建団体となった夕張市の場合、 職員が半分以上やめ、今でも退職希望者が後を絶たないと伺っております。残った職員も給与の30%削減と、 夏と冬のボーナスをそれぞれ1カ月分を削減され、年収にして約40%の削減となってしまいました。夕張市の 現状を考えれば、矢吹町の職員はまだまだ恵まれております。財政再建3カ年の間だけでも数%の給与の削減 をお願いすべきではないでしょうか。

ことし4月からは、公共下水道、農業集落排水、阿由里温泉温水プールの値上げがあります。町民からは、 我々には痛みを押しつけておいて町執行部も議会も役場職員も危機意識が全く感じられないとおしかり受ける ことも何度もありました。今、町は町民一丸となって町の財政再建に取り組んでいるわけですが、まだまだ 町民からすれば危機意識が足りないと見ているわけですから、職員にも多少の痛みはお願いして、町は本気 で財政再建に取り組んでいるんだという姿勢を示していくべきだと考えます。町長の考えをお伺いいたしま す。

次に、職員の退職金についてお伺いいたします。

今年度は多くの職員の方が退職なさると伺っております。長い間矢吹町のためにご尽力いただきましたこと に心から敬意を表したいと思います。長い間ご苦労さまでした。町民の方々もこの話題には関心が高く、あち こちで質問を受けました。

一つは、こんなに多くの職員がやめて退職金を払うことができるんですかと聞かれます。この質問については、今までの説明の中で退職金基金を積み立てているので心配要らないと伺っておりますので、心配しなくても大丈夫ですと答えておりますが、もう一つ、よく質問されるのは、退職金は幾らぐらい出るんですかということです。この質問には、私も答えられる知識を持ち合わせていないので答えることができなかったのですが、この質問は今後も予想されるので知っておく必要があると思いますので、お伺いいたします。3月で退職する職員のうち、58歳以上で退職する職員の1人当たりの平均支給額は幾らなのかお伺いいたします。

次に、昨年6月の議会で一般質問させていただいた産業廃棄物の処理問題について、その後の経過をお伺い いたします。

神田東にある鋳物工場は長年にわたり大量の産業廃棄物を敷地内に不法投棄していたとして摘発されましたが、昨年6月の私の質問に対する答弁では、昨年の11月までには全部処理するという報告を県の方から受けているということでしたが、その後、県あるいは県南振興局から処理が完了したという連絡はあったのかどうか。また、周辺環境への問題も調査すると伺っておりましたが、調査結果の報告もあったのかどうかもあわせてお伺いいたします。

○議長(根本信雄君) 2番、大木義正議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 2番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、当町の厳しい財政状況を踏まえ、県と同じように財政再建期間中、職員給与の減額を職員に要請す

べきではとの質問でありますが、職員の給与の改定につきましては、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由において申し上げましたように、人事院並びに県人事委員会勧告に基づいた昨年4月からの職員の給与の改定を見送り、本年1月より実施する条例改正案を提案申し上げたところでありますが、おただしのように、当町の置かれている厳しい財政状況から脱却し、健全財政の確立を図るためには財政再建3カ年計画の着実な推進と達成をしなければなりません。

そのために、行財政経費の可能な限りの縮減と行財政改革を強力に推進しており、人件費についても集中改革プランや定員適正化計画以上の職員数の削減や各種手当等の廃止、縮減、さらには代休等の対応により総額の圧縮を進め着実な進展を図っております。

具体的に申し上げますと、平成17年度171名いた職員数を、集中改革プランでは20年度では162名、財政再建3カ年計画では157名としたところでありますが、職員の早期退職の推進等により152名となる見込みであります。また、職員採用におきましても、今年度12名と過去に例のない大量退職が予定されておりますが、財政再建3カ年計画の期間中は採用を控え、職員個々の資質、能力の向上によりこの難局を乗り切ってまいりたいと考えております。

私は、今申し上げましたように、人件費につきましては職員の数の削減並びに選挙や超過勤務の代休対応、 管理職手当等の各種手当の縮減や廃止、さらには職員みずからが実施することにより行政経費の縮減につなが る土曜、日曜等の日直や資格を持っている職員の検査等の実施により、人件費総量の抑制を図ることとし、職 員給料の削減は行わないことを基本に考えております。

今回の給与改定は、若い職員へ配慮した給与の改定を主眼としており、将来ある若い職員のことを考えますと、給与の改定は必要なことと思っており、職員の英知と実行力ある行動が伴わなければ、未来ある矢吹町の展望は開けないと考えております。そのような観点からも、個々の職員の能力が最大限発揮できるよう職員の意識の改革と資質、能力向上のための人材の育成に努めておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

次に、今年度退職する職員の退職金についての質問でありますが、先ほど申し上げましたように、本年度末で12名の職員の退職が見込まれておりますが、そのうち定年退職者は5名であり、残りの4名の方は1年から8年を残し後進に道を譲ることとなっております。

職員が退職しますと退職金を支給することになりますが、当町は県内の町村等で構成している総合事務組合 に加入し、毎年職員の給料に応じた一定額を負担金として負担し、これを原資に退職金を支給する制度をとっております。

今年度退職予定者の退職金については、勤続年数や過去の給料、退職時の月額によりそれぞれ異なりますが、 勤続35年以上、58歳から59歳の職員で試算しますと、約2,700万円程度の支給額となるものと見込んでおりま す。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、神田東地内にあります株式会社真興製作所福島工場敷地内への不法投棄問題でありますが、平成19年 12月27日に県南地方振興局長から環境汚染調査を含め廃棄物の撤去処理が完了したことについて町に文書で通 知がありました。撤去処理につきましては、県の指導により処理計画書に基づき平成19年6月15日から11月20 日までの約5カ月間で処理されたという報告がありました。 また、周辺の環境調査につきましては、廃棄物の撤去後に地下水と土壌の汚染調査を実施し、その結果、地下水は環境基準を下回っており、土壌についても汚染は確認されていないとのことであります。

なお、近隣住民に対し、会社側から昨年12月21日付で廃棄物撤去作業の完了と工場の閉鎖について文書で報告されております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 2番議員、再質問ございませんか。2番。
- ○2番(大木義正君) 職員の給与について再質問いたします。

職員数を総体的に削減されていて、人件費は減っているということは確かによくわかります。しかし、問題なのは町民から見て、職員をどう見ているかということもやはり重要なことなので、先に財政再建のときの説明会でも、職員あるいは議員に対してかなり厳しい批判とか意見がありましたけれども、やはりこの財政再建大変なんだという町民に対してお願いして、そして町一丸となってやりましょうというときに、幾ら人事院の勧告とはいえ、この時期に上げるということはやはり町民の感情としては、自分たちばかり何を考えているんだということがかなり寄せられたんですね。

やはり、逆にこういう場合は大きなチャンスであって、人事院勧告、いや矢吹町職員はみずからこの財政再建中は勧告をやらなくてもいいですよというようなアピールをすれば、逆に町民からすばらしい職員だなと思われるんじゃないかと思ったんですけれども、残念ながら実施するということ…… (テープ反転) ……町長の答弁では、若い職員のやる気のためにもぜひやりたいということなので、それはそれとしてわかるんですけれども、町民からすれば、やはり民間と比べればまだまだ役場職員の方が総合的にはいい思いをしているというふうにいろんな意見を言われますので、もし町民に納得できる説明をするんでしたら、町内の企業あるいは近隣の企業の、例えば入社10年目、世代別に細かく出して、年収幾ら、定年になったとき退職金は幾ら、民間は幾ら、そしてこんなにも役場職員が民間より少ないのでやっているんだ、かわいそうだからもっと上げてやれというようなことならわかるんですけれども、そういうのがなくて民間より安いから上げなければだめなんですよと言っただけでは、町民の方が納得しないと思いますので、その辺の調査とか、後は町民が納得する方法もこれから将来的に考えるかどうかもあわせてお伺いします。

○議長(根本信雄君) 2番、大木議員の再質問に答弁を求めます。 町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 2番、大木議員の再質問にお答えいたします。

今ほど、町民の方からどうしても理解が得られないのではないかと、こうした時期こそ大きなチャンスである、町民の評価が得られるということについては給与の削減ではないかというようなおただしでございますが、何度も私の方から話をさせていただきますように、私自身は職員の給与については下げる考え方はないこと、そして先ほども答弁させていただきましたように、トータルで考えた場合、私自身は職員もきちんと平成18年度から財政再建3カ年計画の計画に基づいて、それに先んじて総人件費の抑制については身をもって実施しているというふうに理解をしております。

例えば、既に平成17年度から管理職手当、さらには資格手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、それから旅費、日当、そういったものを順次計画どおり第4次行財政改革大綱に基づく計画に沿って実施しておりまして、その人件費の総額については前にも話しさせていただきましたように、平成18年度までに約1億円の削減、平成19年度も約1億円の削減ということで、相当の金額の、総人件費の抑制というものが図られております。そうしたことを議員の皆さんにも十分理解していただきたい。

既に、人事院の勧告につきましては、職員は数年来人件費の削減を人事院の勧告に従って、それに従ってやってきております。その金額は相当な額だというふうに理解しております。今回は、毎月の給与については 0.49、さらにはボーナス等についても0.05カ月ということでございますので、それらトータルで考えた場合の職員の総人件費の抑制については、皆さんが考えている以上に額が大きいこと、効果が大きいこともご理解いただきたいと思います。

もちろん、職員の資質の向上、能力の向上を図って、総人数が減ったとしても住民のサービスに支障を来さないように努力していくということも、先ほど答弁させていただきましたように努力していきますので、皆さんのご理解をいただきたいなと思っております。

ただ、最後の町内の企業の水準等も考えて納得できる方法について、町民が納得できる方法についてということについては再考の余地があるというふうにも考えておりますので、今後どのような形で調査、検討していくか等についても十分に内部で協議をしながら皆さんの方にお示ししたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 2番、大木義正議員、再々質問は。
- ○2番(大木義正君) ありません。
- ○議長(根本信雄君) 以上で、2番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時11分)

○議長(根本信雄君) 再開をいたします。

(午前11時24分)

◇鈴木一夫君

○議長(根本信雄君) 続きまして、通告3番、1番、鈴木一夫君の一般質問を許します。 1番。

[1番 鈴木一夫君登壇]

○1番(鈴木一夫君) こんにちは。

では、通告に従いまして一般質問を3点させていただきます。

事務局の取り計らいかどうかわかりませんが、お昼間近の3番目ということで、質問はなるべく短く、ただ し答えはきちんといただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 まず1点目でございますが、先ほどの同僚議員と一部重複する部分があるわけですが、私なりに質問をさせていただきますので、きちんとした数字も含めてご開示をお願いしたいというふうに思います。

1点目、税滞納の現状と対策の効果、今後の施策はということで質問をさせていただきます。

先ほど一部数字が出ましたが、現在の町民税及び固定資産税の滞納金額及び保育費、給食費等の教育関係の 未収金額の現状、金額を教えていただきたいというふうに思います。

さらに、それに対する対策を今現在も含めましてどのように実行したのかということですね。もちろん実行しているはずですから、効果が出ているわけですから、その効果もあわせて教えていただきたいと思います。

また、同じように、これも同僚議員の一部の質問と重複をいたしますが、今後の施策については今町当局と してどのように考えているのかというのをお伺いをしたいというふうに思います。

2点目、役場組織の改革についてであります。

組織のフレキシブルな対応ということで、先ほども同僚議員の質問の中で一部12人の退職者という数字が出てまいりましたが、今、多くの退職者が予想される現状において、組織改革、見直し、これが絶好のターニングポイントだと思うんですね、組織改革をする上で。その方向性を問いたいと思います。

今、時期的に税務課というのは多分非常に忙しい。でも、なぜ税務課の人間だけが忙しい中において手助けを、例えばほかの課がなぜできないのか。あるいは、一部臨時的な職員を使うということがありますが、基本的に人員が、退職者が出たとしても、今後は補充はしないという方向性で、全体的な職員の給与も含めて抑制をする考えでございますが、忙しい部署、暇な部署とは言いませんが、比較的余裕があるところの人たちを振り分けるということが、私はまだ十分にできていないというふうに考えます。それぞれの職員が現行の業務以外に別の部署の仕事をできるべく、その視点に立って、やはり体制をつくることも必要ですし、人事異動も含めて、例えば前の仕事をわかっているはずですから、そういう部分も含めて、何度も繰り返し申し上げたいんですが、民間では本当に当たり前のことなんですよね。一つの部署に全くこだわる必要はないわけです。どうしても課の垣根が非常に高いというふうに考えております。 最初に申し上げましたように、多くの退職者が予想される現状で、やはり組織を見直す絶好のターニングポイントというふうに考えております。

もう一点、昨年度より職場のグループ制という観点で一部組織の改革を行っておりますが、やはり十分に機能しているとは私には映りません。組織の再編ではなく、平成20年の施政方針に基づいて課の組織再編は行わないと、年度内は行わないということ、新年度は行わないということですから、少なくともグループ制のありようについてもう一度検討していただきたい。よろしくご答弁をお願いいたします。

3点目、鳥獣被害の早期対応ということでお伺いをいたします。

一般的な鳥獣の集団的営巣対策について問うものであります。もうすぐアオサギ、シロサギ、これは保護鳥なんですが、飛来して要するにコロニーを形成いたします。被害内容については皆様ご存じだと思うんですが、もちろん鳴き声、あるいは臭い、ふん、あるいは樹木が枯れるという被害がございます。特に、私の住んでいる地区、中畑という地区を挙げているわけですが、私が問いたいのは、別に中畑地区をどうしようという問題ではなくて、民家に隣接する、例えば林なり森なりにこういうコロニーができているところが何カ所かあるんですね。現状では、当然保護鳥ですから撃つこともできません。

ただし、今言いましたように、鳴き声はある程度我慢できるにしましても、ふんですとか、臭いですとか、 民家の近くなわけですから、あるいは樹木が枯れてしまうということ、これについて全体的に町当局としてこ ういう鳥獣被害、特に民家の近くにこういうコロニーができた場合についての対策をどのように考えているか という点について、具体的な対応をお伺いをしたいというふうに思います。

よろしくお願いをいたします。

○議長(根本信雄君) ただいまの1番、鈴木一夫議員の一般質問に答弁を求めます。 町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 1番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

税滞納の現状については、平成20年1月31日現在、一般会計滞納額2億4,989万8,652円で滞納繰越分2億660万9,450円、現年課税分4,328万9,202円の現状であります。

また、税目別には、固定資産税 1 億6,625万1,455円、個人町民税7,635万5,167円、法人町民税246万2,000円、特別土地保有税114万3,000円、軽自動車税368万7,030円であります。

未納者対策といたしましては、諸根議員に答弁いたしましたが、財政再建3カ年計画による自主財源、特に 税収の確保は緊急かつ最重要課題であり、納税者の公平・公正を保つために収納体制強化に努めております。

その結果、効果といたしましては、平成18年度と平成17年度決算で比較しますと、一般会計滞納額1億7万828円、うち町民税については382万6,309円、固定資産税については9,395万5,719円、軽自動車税については39万9,300円、特別土地保有税188万9,500円とそれぞれ滞納額を縮減することができました。

今後の対策につきましては、さらなる滞納処分の強化を構築し、納税者の公平・公正を保つため収納体制強 化に努める所存であります。

具体的には、民間徴収委託、動産の公売、滞納解消に関する情報公開、行政サービスの制限、納めやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、役場組織の改革についてでありますが、財政再建に取り組む中、人件費総額の抑制を図ることは重要であり、平成18年3月に定められた定員適正化計画、さらには財政再建3カ年計画における職員総数の削減計画に基づき実現に向け努めているところであります。

昨年度策定した平成19年度から3年間の組織機構整備計画においても、減員の対応等について示しながら、 組織とあわせて平成21年度までの各課等の配置人員を明確にしたところであります。しかしながら、今年度末 における退職者が予定以上であること、さらには平成20年度以降についても一定の退職者が見込まれる一方、 財政再建3カ年期間中の新たな職員採用は行わないとしていることから、計画での配置人員をさらに減ずる見 直しを行ったところであります。

職員総数の予定以上の減少への対応として、平成17年に策定した公的関与のあり方に関する基本方針や民間委託等に関する基本方針に基づき、各課で所掌する事務事業の総点検による再編・統廃合等の検討、定性的・定型的事務の臨時職員等の対応、民間委託等の実施等について積極的に推進すること、さらには業務の効率化などにより、平成19年度の162名から平成20年度は151名の11名減員とする人員配置をしたところであります。

減少する職員数で現在の行政サービスを維持することは困難なことが予想されますが、職員一人一人が本町

の現状を認識し、資質の向上に努め、この財政3カ年計画期間を乗り切る覚悟で職務の遂行に当たってまいります。

現在の組織編制では、部分的に係を廃止しチーム制の導入を図り、効率的な組織運営を行っているところであり、今後も検証を行いながら、より効果的な弾力的な対応ができる組織のあり方の検討を進めたいと考えております。

また、事務事業の遂行に当たっては、複数課に関係する事業の横断的事業としての位置づけ、あるいは関係 課からなる組織横断組織の設置により、事業の効果的な展開を図っているところであります。

現在の計画では、組織の再編は平成22年度に向けて行うこととしておりますが、第5次まちづくり総合計画においては、効率的で質の高い小さい役場を目指すこととしています。今後の組織整備の方向性は、さらにスリムな行政組織とするところでありますが、そのためには住民サービスの担い手としての役割分担を明確にするよう協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、職員の資質向上のため、さらなる人材育成に努めてまいりたいと考えております。ご理解とご強力をお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてのおただしでありますが、本町におきましては、従来よりカラス及びカモ等による農業被害に対応するために有害鳥獣捕獲隊に委託し、パトロールによる捕獲を実施しております。

しかしながら、最近の状況を申し上げますと、それらの鳥獣に加え、温暖化の影響もあり、従来生息していなかった鳥獣が多く見られ、それらへの対策が必要となってきております。

例えば、その一つが県内の内水面漁業で問題となっておりますカワウであります。カワウはアユ等の貴重な 内水面資源を根絶やしにするほど貪欲な食性があると聞きます。本町におきましても、阿武隈川漁協からの要 請を受けて捕獲等の実施を行っております。

また、最近問題となっておりますのが、中畑地区の一部で見られるようなサギの集団営巣の被害であります。 サギはその種類の一部を除いて保護鳥となっておりますことから、その取り扱いにつきましては十分な注意を 要するところでございます。しかしながら、すべての種類が同じところに集団で営巣するというサギの特性が 環境破壊を生じさせております。集団営巣の場所が人間社会から離れたところであれば、その被害も集団営巣 による立木の枯れ死程度で済むところでありますが、事が人間社会に接近している場合は、日夜を問わない鳴 き声による騒音、あたり一面にまき散らすふんと、それによって付近に充満するふん尿の臭いなどなど、想像 を絶する被害を生じているのも事実であります。このような場合、保護鳥ではありますが、その被害の実態に 応じた有害鳥獣の指定が必要であり、県当局の許可を得て捕獲を実行することも可能であります。

しかしながら、住宅地等に接近した銃の使用禁止地域におきましては、威嚇等の使用を含めた一切の銃使用ができないことから、その対策の難しさがあります。中畑地区につきましても、そのような条件のところであります。幸い、営巣地であった立木を所有者が率先して伐採していただいたことや、マツクイ虫による伐採事業により巣づくりの対象木が減ったことにより、営巣地としての機能が減少しているように見受けられます。

大事なことは、人家の近くには一つでも巣をつくらせないことであります。一つでも巣がつくられれば集団 営巣につながり、その後の対応が難しくなりますので、住民の皆さんによる監視が対策の大きな柱となります ので、町民の皆様へのご強力をお願いするものであります。

今後、町の広報等を通じ住民の皆様に周知しながら、県当局と協議して対応の具体策を検討していきたいと

存じますので、よろしくご理解とご強力をお願いいたします。 以上で答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 皆様、こんにちは。

1番、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

保育費、給食費等教育関係の未収金額の現状などにつきまして、保育園、幼稚園、児童クラブ関係と給食費 に分けてお答えさせていただきます。

最初に、保育園、幼稚園、児童クラブ関係でございますが、過年度分についての未収金額は、保育園保育料が約58万円、児童クラブ育成料が2万円、幼稚園保育料が9万円、幼稚園バス分担金が3万円となっております。

滞納している保護者につきましては、納入確約書の徴取や児童手当支給日の収納、園の先生方からの保護者への督促、そして新年度入園申し込みに当たって滞納金を納めていただくなどを行っております。しかしながら、保育園保育料の特に古い年度の滞納金については、保護者転出等により徴収が困難なものもありますので、今後これらの整理も行いながら、さらに収納率を上げる努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、給食費の未収金額関係でございますが、給食費につきましては学校で出納事務を行っておりますが、未収金額につきましては、過年度分は中畑小、三神小にはございません。矢吹小学校で約84万円、善郷小で約70万円、矢吹中学校で約115万円でございます。

学校では、給食事務会計担当者や校長、教頭が給食に係る同意書、口座振替の依頼、未納者に対する三者相談による納入依頼等の対策を行っております。

教育委員会としての取り組みは、平成20年2月20日に、教頭、給食事務関係担当者並びに学校教育課長をメンバーに、矢吹町学校給食費未納対策委員会を立ち上げ、未納問題に取り組んでいるところでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ○議長(根本信雄君) 1番議員、再質問はございませんか。1番。
- ○1番(鈴木一夫君) 具体的な数字、町長、教育長、ありがとうございました。

当然、税滞納の話ですが、数字の大小はあるにしても、膨大な金額だと、全体の滞納額からすれば、今、教育長の答弁がありましたように、給食費はトータルで約270万円ぐらいでございますが、額の大きさではなくて、この270万円の給食費が納められないままであるという現状については、これは全国的な問題でもありますが、当町としても教育の面も含みますし、当然親のモラルという点からもしまして、この金額は非常に大きいはずです。

当然、給食費を払わないからといって食事をあげないということは現実的な問題ではありませんのでしていないし、できないしと、正直に給食費を払っている人は、恐らく給食費は払っている分だけのおかずはないのではないかなというふうに考えるわけですが。例えば、給食費関係でございますが、徴収でございますが、今、

教育長の答弁にもありますように、ほとんど学校が主体となって徴収をしているわけですが、一つ提言と申しますか、正確ではないんですが、旧長沼町か旧岩瀬村、どちらかなんですが、PTAで集めているんですね。 正確にわからなくて申しわけないんですが、これについて未納がゼロに近い数字になったというふうに聞いておりますので、PTAで強制ではないんですが、一つのグループ制の中で集めたという話も聞いておりますので、ちょっと私も詳しい資料を持っていないんですが、後で見てご検討いただきたいというふうに思います、要するに、集め方についてですね。

次に、税の滞納ですが、一部具体的に町長から答弁をいただいておりますが、民間委託というのをもっと具体的にお考えになってはどうなのか。例えば、実際、税の徴収ですが、具体的に、例えば役場の職員の皆さんが行って、本当に滞納者のところに行って、完全に滞納している金額を取れるのかというのは、やはり当然地元に住んでいる関係、あるいは人間関係も含めまして、本来は取らなくてはいけないんですよ、仕事ですから。でも、完全にやはりなかなかできないという点を含めれば、民間の会社でもこういう自治体の徴収を行う会社があるというふうに聞いておりますので、ある意味ではそういうところにお願いをするというのも一つの方法でありますし、逆に言いましたら、財政が厳しいということを町民の皆さんは知っていますから、やはり払わない得といいますか、逃げ得といいますか、それを許さないという観点で、ぜひ民間に徴収をという部分、どこの部署というのはあるんですが、これもぜひご検討いただきたいというふうに思います。

後の組織的な部分ですが、私はブロック制と申しましたが、チーム制でやられるということで、弾力的に考えるというご答弁をいただきましたが、弾力的というのはどういうふうにやっていただけるのかなというところもありますので、そこら辺もぜひお答えをいただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長(根本信雄君) 1番、鈴木一夫議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 1番、鈴木議員の再質問についてお答えさせていただきます。

給食費の問題については教育長の方から答弁いただくとして、そのほかにも徴収のあり方についてということで2回目で質問がございました。

町としましても、税の滞納額の解消については最重要課題という形で受けとめているということについては 先に答弁させていただいたところでありますし、その対策についても、平成18年度以降徴収員の2名増員や、 さらには収納対策室を課内に設置したりして強化を図ってきたところでございます。

おただしのように、臨時徴収員について外部に委託してはどうかということでございますが、これについても町で考えていないわけではなくて、平成20年度調査検討を踏まえて一定の結論を出していきたいということで、民間委託等の手法も取り入れていく考えでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、今後も計画的な徴収のあり方等について収納確保委員会等の機能も強化しながら徹底してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう一点、組織のあり方について弾力的な職員の配置並びに動かし方について、もっと具体的にどのように するんだというようなおただしでございますが、現在、チーム制を導入していることについては議員もご理解 いただいているかと思います。これは組織の中にも年間を通じますと一定の仕事の閑繁というものがあるということについては私も理解しております。忙しいときには忙しいなりの対応を課内で、そのチーム制に基づいて1職員1係というような従来のあり方ではなくて、忙しいところには忙しいなりの人員の配置をしていくというようなことがチーム制の考えであります。

もう一方、横断的な組織のあり方というようなことで答弁もさせていただきましたように、他の課の仕事については一方的に一つの課に任せるのではなくて、関連する課のあり方についても課をまたぐような形で横断的な組織の動かし方についても一部試行的に取り入れておりますので、平成20年度はさらにそれを特化しながら機能的な、そして弾力的な職員の運用について考えておりますので、そういったことについてもご理解をいただきたいと思います。

なお、具体的な内容等については、議員の皆様にも提案等がございましたらば、ぜひその考え方をご提案いただきまして、一層の職員の組織的な運用のあり方についても検討していく考え方もございますので、そういった提言もぜひお願いしたいというふうに考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 同じく、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) では、再質問にお答えをいたします。

この給食費の集金につきましては、各学校でも大変苦慮しているところでございます。そして、鈴木議員からもありましたように、学校によりましてはPTAに依頼しているというところもございます。私もかつてある小規模学校の校長をしていたときに、その学校ではPTAのその役員の方が集金すると、もちろん、未納はございませんでした。その方といいますか、PTAの方にお願いすることの難しさも一つあるわけですが、というのは、なかなか集金できない場合どうしたらいいかということで、これは私がいた学校ということではございませんが、やむを得ずその役員の方が立てかえざるを得なかったという、ある学校の例でございますが。それから、もう一つの問題は、子供には責任がございませんので、現在の給食費の督促についても子供たちに知らせないで請求する、督促するという方法を取っているわけですが、これをPTAの役員の方々にお願いした場合に、さらに難しくなるということがあるかと思います。

しかし、鈴木議員からもございましたように、そのことも押さえながら、各学校の校長とも相談し、そして PTAの役員の方にもご相談いただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ○議長(根本信雄君) 1番、鈴木一夫議員、再々質問は。

1番。

○1番(鈴木一夫君) 今、教育長の方からご答弁をいただきましてありがとうございます。

確かに、給食費の問題につきましてはそういう一部難しい点はあるかと思いますが、ただ、教育長自身も今 ご答弁いただきましたように、実績といいますか、過去にそういう経験がありますということを実は初めてわ かったわけですが、どちらにしろ納めないことが今現状としては問題なわけですから、これだけの金額がある ということが問題ですから、一度過去の経験を生かしながら、各小・中学校と連携を取りながら、もう一度違 う方向、今の現状ではない方向でこの滞納対策を立てていただきたいと強く望みますので、よろしくお願いを いたします。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

鈴木議員からもお話ございましたように、各学校の校長と十分相談をして、未納がなくなるようにPTAの 役員の方とも相談をしながら、どういうふうにすることがよいかを十分に検討して、少しでも未納がなくなる ように教育委員会としても一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長(根本信雄君) 以上で、1番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。 ここで暫時休議いたします。

(午前11時58分)

○議長(根本信雄君) それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

○議長(根本信雄君) ここで報告いたします。

12番、十文字重康君より出席がおくれるとの連絡がありました。

よって、ただいまの出席議員数は14名であります。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

◇ 栗 崎 千代松 君

○議長(根本信雄君) 通告4番、4番、栗崎千代松君の一般質問を許します。 4番。

[4番 栗崎千代松君登壇]

○4番(栗崎千代松君) 午後の1番に、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

最初に、繰り上げ償還について質問をいたします。

平成19年の6月に公布された地方公共団体の健全化に関する法律により、財政再生団体への移行の判定が平成20年度決算から実施される、そのために、20年度決算の実質公債費比率を25%以下にする、25%クリアを確実なものにするために、任意の繰り上げ償還を行うというようなお話がありました。公的資金の繰り上げ償還の補償金免除についての償還は、当然効果が出るので、それはぜひやるべきだというように思いますが、補償金を払ってまで繰り上げ償還をして、そのメリットは何なのかについてお伺いをいたします。

それから、その繰り上げ償還をするために、地域福祉基金の2億1,900万円の中から9,612万6,000円を充てるというようなことになっています。そして、その9,612万6,000円を5年間に分けて繰り戻しをするというよ

うに説明がありました。この基金の繰り戻しには町債を起こす、つまり借金をして払うのかについてお伺いを いたします。

次に、滞納対策について。

これは同僚議員がいろいろ質問をして、町側からの答弁もいろいろ聞かせていただきました。私のほうで質問をしたいのは、今、財政健全化のために滞納の税収を図るためにいろいろ悩んでいる北海道の自治体の人たちが、ゼイムネット北海道21というのを立ち上げて、情報の交換と言いますか、滞納している方々に対して、どのような働きかけをして納税をしていただくかというようなことの研究をするグループのようです。それがゼイムネット21という名称にかえて全国組織になったということなんですが、そのような情報の交換のできるところに、我が矢吹町の税務課関係も参加をして、今でも一生懸命努力をして7億幾らあった滞納金が、先ほどの町長の答弁では5億4,000万円に減ったというような答弁もありましたが、それなりの効果は十分出ているし、職員の皆さんが頑張っているというのもよくわかりますが、さらにそれに輪をかけていい方法が見つかるのではないかというように思いますので、そのゼイムネット21に我が矢吹町は参加をしているのかについてお伺いをいたします。

次に、町民との協働についてお伺いをいたします。

働くということに対して、働いた対価として賃金をいただく、労働力を貨幣価値に換算した場合には、幾らになるのかというような部分があるかと思います。そういったことを考えたときに、矢吹町に限ったことではないと思うんですが、地方自治体がより活発にいい内容の自治体にしていこうとするには、町民との協力、我が町では協働というような言葉を使っておりますが、お互いに力を合わせて心もよく理解し合って、形だけではなくて心から一生懸命やろうというような関係を築くために、どのようなことを考えているのかというようなことについてお伺いをいたします。

○議長(根本信雄君) ただいまの4番、栗崎千代松議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 4番、栗崎議員の質問にお答えいたします。

補償金免除繰り上げ償還につきましては、12月議会で答弁しましたとおり、金利相当額である補償金がすべて免除になる大変有利な制度であるのに対して、任意の繰り上げ償還については補償金を元金に上乗せし、一括して支払うことが義務づけられているため、補償金免除繰り上げ償還と比較し、財政上のメリットが少ない仕組みとなっております。

この補償金とは、繰り上げ償還せず毎年償還を行った場合に支払うべき利子相当額であることから、繰り上げ償還を行った場合と通常の方法で毎年償還を行った場合とでは、償還の総額は同額となるものであり、新たな財政負担が発生するものではありません。この点が財政上の効果が少ない理由でありますが、一方で任意繰り上げ償還による金銭的なデメリットが発生するものでもありません。しかし、実質公債費比率の面から見れば、任意繰り上げ償還により次年度以降の公債費負担が軽減されることから、比率の改善には大きな効果が予想されます。平成20年度には7,000万円、21年度には2,500万円の公債費が削減されることとなり、その結果、財政状況の早期健全化が図られ、また実質公債費比率についても平成20年度の決算時には単年度でマイナス

1%、3カ年平均でマイナス0.3%の改善が可能と見込んでおります。

なお、任意繰り上げ償還については補償金免除繰り上げ償還と同様、繰り上げ償還額の全額が実質公債費比率の算定の対象から除外されるため、比率が悪化することはないことを申し添えます。

この任意繰り上げ償還を行うに当たって問題となってくるのが、償還に充てる財源であります。後年度の償還額分の財源を一括して確保する必要があることから、財政状況の厳しい現状では実施が難しいものとなっております。このため、今回の任意繰り上げ償還の財源としましては、矢吹町基金条例の中で基金に積み立てられた現金を繰り替えて使うことができる旨の規定があることから、地域福祉基金を繰りかえ運用することといたしました。今回の補正予算では地域福祉基金の現在高2億1,930万6,000円の中から、任意繰り上げ償還額と同額の9,612万6,000円を繰り入れする内容を提案しております。

基金への返済に充てる財源及び償還方法ですが、公債費の削減額を財源とし、平成20年度からの5年間で年利0.5%を上乗せし返済する予定でおります。また、今回任意繰り上げ償還を行う借り入れ先の中には、補償金の一部または全額を免除していただけるところもあり、その免除額により0.5%の上乗せ分である約150万円を賄えることから、今回の繰り上げ償還により財政的な負担が新たに発生することはない見込みであります。そのほか、基金の運用上必要があれば一括償還することとし、それらの内容を規則により定め、計画的な積み立てを行ってまいります。

繰りかえ運用する基金を地域福祉基金とする理由といたしましては、財政調整基金に次いで預金額が多いため、基金の一部を借用し、有効活用することといたしました。地方自治法では基金を「確実かつ効率的に運用しなければならない」となっております。また、繰りかえ運用により基金の側から見れば、普通預金で運用するよりは高い利率がしかも確実に入り、借り入れる会計のほうから見ても一時借入金や起債よりも低い利率で借り入れができるという利点もあります。

昨年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政再建団体への移行判定が平成20年度決算から実施されることとなります。今回、補償金免除繰り上げ償還にあわせ、任意繰り上げ償還に取り組むことにより、来年度決算時の実質公債費比率25%クリアを確実なものとし、早期の健全化を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、滞納対策についてでありますが、ゼイムネット21は、北海道12市町村の税担当者が平成5年に12名で結成し、現在では埼玉・大阪・愛知・東北では山形市など40名の会員で、滞納処分等の研修をメール等で行っている任意団体と認識しております。当町の税専門研修については、自治体が組織する全国組織研修、国税局・福島県が実施している研修に参加しております。また、税務課においても必要に応じて東京都、その他先進市町村、ヤフ一株式会社などの研修を行っているところであります。よって、現在のところ参加はしておりません。今後税担当職員の資質の向上と専門的な知識の習得に必要性が生じた場合には、検討してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民との協働について、町民との協働関係を築くために何が必要かとのおただしでありますが、最も必要なものは町民の行政に対する信頼感であると考えております。近年、地方分権が進められ、これまで国が行ってきたさまざまな事務や権限が地方へと移譲され、自治体として自主的なまちづくりが可能となる一方、各自治体がみずからの決定と責任でまちづくりを進めることが強く求められています。しかし、厳しい経済情

勢や情報化社会の進展、町民ニーズの多様化や高度化などを背景に、これまでどおりの行政主導によるまちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊なまちづくりを進めていくことが難しくなってきている状況にあります。

そこで、そこに暮らす人々が本当に望むまちづくりを推進するためにも、住民参加による協働のまちづくりが必要となってまいります。協働とは、住民の皆さんと私ども行政が共通意識の中でそれぞれ主体性を持ち、お互いを尊重し、目的を達成するため協力することであると認識しております。そのためには課題や目標、ビジョンや方向性、ルールなどを共有し、お互いの活動を確認し合った上で協力し、役割を担い合いながら行動することが必要であり、このためには対話や連携、そして何よりも信頼関係がとても大切になってきます。第5次まちづくり総合計画においても、協働のまちづくりは主要事業に位置づけられており、現在協働の指針となる協働のまちづくり推進ビジョン策定に向けた準備を進めております。今後も町民の皆さんから信頼を得るため、すべての事業において常に町民の視点に立った行政運営を心がけ、相互理解を深めるため全職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 4番、栗崎千代松君、再質問。 4番。
- ○4番(栗崎千代松君) 答弁をいただきましてありがとうございました。

繰り上げ償還について、基金の払い戻しに、ちょっと確認をしたいんですが、町の新たな借金がふえるということではないと理解していいのでしょうか。それが1点と、実質公債費比率25%を超えれば早期健全化団体となり、早期健全化計画を提出しなければならないというようなことになるんだと思うんですが、25%を超えた場合にどういうペナルティーがついているのかについてお尋ねをいたします。

それから、町民との協働について、一番大切なのは町民との信頼関係だろうという答弁をいただきました。 全くそのとおりだと私も思います。そうしたときに、じゃ、町民と行政が信頼できるようなかかわりが、今、 あるかというような点につきましては、例えばきょうも同僚議員から質問がありましたが、いわゆる労働に対 する対価、給料の違い、そういったものというのが、一番比較対象として出てくるのではないかというように 思います。それで、我が町の役場の職員の方々の給料の明細が、毎年12月号の「広報やぶき」に載ります。昨 年の「広報やぶき」に載った金額については、617万9,000円という金額が平均の金額で載っておりました。こ れは、年齢やいろいろ条件が違うと思いますので、金額そのままを比較できるような内容ではないのかもしれ ませんが。

今、私の手元にプレジデントの昨年の12月3日号があります。これは、日本人の給料についてかなり細かく載っております。ここのところのちょっと出だしを読んでみますと、「自分の給料は一体高いのか安いのか。サラリーマンならずとも日本人ならだれもが知りたい他人の懐具合。サラリーマン4,000万人の分析から、役員・医者・弁護士・公務員・鉄筋工・パートまで、日本人の知られざる給料の実態を探った」というようなことで載っております。

この中で、サラリーマンの給料は9年連続で下がり続けているというような出だしから始まっております。 そして、都道府県別のサラリーマンの平均年収という表が載っております。福島県は28番目に位置されていて、 平均年収は420万円という数字になっております。ちなみに1位は東京の614万円です。47番目は沖縄の327万円という数字が載っております。それから、公務員の高給取り番付という項目もあります。この中に、文章では、今回の月給の引き上げを若年層に限定したところが多かったことなど、先ほどの同僚議員へ答弁した町長の内容のことも細かく入っております。

そして、ちなみに国家公務員の年収は639万円であります。ことし6月に自治体財政健全化法が誕生し、第二、第三の夕張市があらわれるのは時間の問題だというのに、優雅なものだというような記事も載っております。地方公務員の給料に対する民間サラリーマンの視線には、依然として厳しいものがあるというようなことがプレジデントに載っております。

給料が高いか安いかというようなことの基準は、極めて難しいと思います。高かったら高いなりに、それにこたえられるような、周りが認知するような働きをすれば、何ら問題はないだろうというように思いますが、そういうことを総合して考えた場合に、町民と協働で、共通意識を持って連携を持ってというような答弁がありましたが、そういう信頼関係を築いていくためにどうすればいいのかというようなことを考えて、具体的に実践をしていく必要があるだろうと思います。そのように考えていきますと、例えば町長がその方法を一生懸命考えて役場職員の皆さんに指示をした、町長から指示が出たから必ずしも真心を込めてやるかというと、なかなかそうはいかないだろうと思います。したがって、やはり役場職員の皆さんみずから町民との信頼関係が得られるような内容にしていくのには、こういうことなんじゃないのか、ああいうことなんじゃないのかということを、やはり職員の方々みずからが考えるべきだろう。そして、そういうことを町長に上げて、町長がその中で、これはぜひやってほしいとかというような意見を述べるような形で、現実的に役場の中で考えたことが実際の行動として起きてくるような、そういう方策をとらないと、いい内容の答弁はいただくんですが、役場は変わっていかないということになりかねないと思います。したがいまして、町長は職員の皆さんのそういう意見を吸い上げるというような思いはあるのかについてお尋ねをいたします。

○議長(根本信雄君) 4番、栗崎千代松議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 4番、栗崎議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、繰り上げ償還についてでございますが、借金がふえるということなのかということでのおただ しでございますが、この基金についての活用というようなことで、借金がふえるということではないというふ うにご理解いただければと思います。

2点目、実質公債費比率25%を超えてしまった場合、早期健全化団体となり、早期健全化の計画を立てていかなければならない、その際にペナルティーはあるのか、またどういう内容かということにつきましては、この後担当課長のほうから詳細について説明をさせていただきたいと思います。

最後の協働、大変いろいろとご提案、ご指摘をいただきました。ありがとうございました。信頼関係を得ながらまちづくりを進めていくと、それが協働で最も大切だという話を私自身させていただきました。その気持ちを再度、栗崎議員のほうに表明をしたいと思っております。その中で、町民と町が本当に信頼関係を得る中で、給料の問題について考えるといかがなものかと、民間との給料の違いは、町民感情にとって大切なことだ

ろうというようなおただしの件でございますが、町は質問にもあったとおり平均年収が42.8歳で617万9,000円というような内容になっておりまして、その内容についてはいろいろとプレジデントの本に基づいて意見を、そして正確な数字をいただいたわけでございますが、私どもの手元にも資料がございます。国と県との職員の給料の比較ということで、平均給料月額においてどのような比較になるのかというような内容でございますが、矢吹町は平均給料月額33万2,600円、平均年齢で42.8歳、福島県は42.8歳で35万6,100円、ちなみに国が42.8歳という数字は出ていないんですが、40.4歳で32万8,477円ということになっております。平成18年度の比較でございます。

そうした意味からも、決して町が全体的に高いということではないということと、さらにはラスパイレス指数という比較の内容があるわけでございますが、これを見ても矢吹町においては平成19年度94.6%、県内の町村平均が95.6%、福島県の場合には99.8%ということで、その数字を見ても決して高いというようなことが一概に言えるのかどうかご理解をいただきたいなと思っております。

また、私自身が職員に対して真心を込めても、役場職員みずからがそういう考えに立っているのかというようなおただしでございますが、職員みずからが考えて行動しなくちゃいけないだろうと、そして、職員自身が考えて町長に提案したものを、町長はそうした考えに基づいてそういった意見を取り上げるのかということにつきましては、これは私自身の政治的な考え方としては、基本姿勢としてそういう対話を中心にしながら、町職員そして町の町民に対してもそういう姿勢で臨んでいくというようなことを明言させていただきますので、今後ともそういう姿勢で臨んでいくということを、改めて皆様にお知らせしたいというふうに思っております。いずれにしましても、町は大変厳しい状況でございます。この協働のまちづくりに基づいて給与の点でのご指摘については、先ほども大木議員にも答弁させていただきましたように、職員が一丸となって、私自身も意識改革を図りながら、現在の厳しい財政状況を乗り越え、確かな財政基盤を構築しながら、町民との信頼関係が一層築けるよう努力していきたいというふうに考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 同じく、答弁を求めます。

企画経営課長、渡辺正樹君。

〔企画経営課長 渡辺正樹君登壇〕

○企画経営課長(渡辺正樹君) それでは、栗崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

実質公債費比率が25%を超えた場合にペナルティーはあるのかというご質問だったと思いますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、ストレートに申し上げまして、実質公債費比率が25%を超えた場合、一部の単独事業費に係ります地 方債については発行が制限されるということになります。18%以上ですと発行の際には許可が必要という項目 になりますけれども、25%を超えてしまえば一部の単独事業に係る地方債は発行の制限を受けるということに なります。

また、実質公債費比率の算定に当たりましては、決算後監査委員のほうの審査に付して、議会に報告をし、 さらに公表するということもございます。それから財政健全化計画を定めて、議会の議決を得てそれについて も公表するということで、現在矢吹町が取り組んでおります財政再建3カ年計画以上の、それと似たような、 それ以上の財政健全化計画を今後定めるほかはないということも必要になってくるということであります。 以上でございます。

- ○議長(根本信雄君) 4番議員、再々質問。4番。
- ○4番(栗崎千代松君) 「広報やぶき」の中に細かい部分で県との比較なども載っておりますので、町長答弁 の内容についてはよくわかりました。ただ、町民側と役場側とでは、見える景色が全然違うんだということを 認識していただきたいなと、やはり信頼関係は絶対大切だと思いますので、そういうものが築けるように、何 が不足しているのかということを、町長ではなくて役場職員の皆さんが毎日考えていただきたい。できれば町 長はたまにそういう人たちの意見を吸い上げる機会を持って、具体的にやっていただきたいというように思います。その辺について、町長のお考えをお伺いいたします。
- ○議長(根本信雄君) 4番、栗崎千代松議員の再々質問に答弁を求めます。 町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 4番、栗崎議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

職員の給与の問題で、町民と役場側とでは見える景色が全く違うという話、私自身もそういう視点があるというようなことについて、どういうふうに町民が考えているのかということにつきましても、十分に広く意見を聞きながら、今お話がありましたように町には何が不足しているのか、職員みずからが考えてほしいということにつきまして、職員同士が話し合う機会、さらには私と職員が話し合う機会をこれからも多くしながら、そういった景色の違いを、あるとするならば、それらの是正に向けて協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

これで私の再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 以上で、4番、栗崎千代松君の一般質問は打ち切ります。

◇ 熊 田 宏 君

○議長(根本信雄君) 続きまして、通告5番、3番、熊田宏君の一般質問を許します。 3番。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番(熊田 宏君) 議場の皆さん、こんにちは。

今度の通告内容は、同僚議員の質問と重複いたしますが、私なりに質問したいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願いします。

まず1つ目ですが、行財政改革についてということで質問いたします。

①、3月議会に職員の給与等を上げる議案が提出されたが、少なくとも財政再建3カ年計画中は実施してはならない。町長と職員は本気で財政再建に取り組む気はあるのか。町長と職員には、町民の意見と悲鳴が聞こえているのかということで質問いたします。

町長は今議会の施政方針の中で、3カ年計画の初年度、本年度19年度について報告されました。2億円の削

減目標に対して、達成度は1月末で約7割とのことでした。19年度の経過した月数10カ月で約83%に対して達成度70%ということは、残り2カ月で、残り17%の時間で30%を達成するというのはかなり難しいと思います。その2億円の達成目標ですが、目標という言葉になっておりますから、現在の当町の置かれた立場を考えれば、これはノルマであるというふうに考えます。そのノルマを達成できないのに給料やボーナスをアップすることは、しかもこの財政再建推進中に決して町民に理解されないし受け入れられないというふうに思います。

こんなことでは、町長が常々おっしゃっている協働のまちづくりはできるわけがないというふうに思います。町民と一体とならなければまちづくりはできません。ということは、その理解をどうやって得るのか、非常に疑問であります。町民に理解されない今回の給与とボーナスのアップについては見送り、財政再建3カ年計画の目標達成後に再検討されるべきであるというふうに思います。町長は職員と職員組合とに話をされたというふうにおっしゃっていましたが、現に町民の方にこの内容について話をされたのか、説明をされたのか伺いたいと思います。それをされていれば、実際に町民がどう思っているか、どう感じているかというのを実感しているはずであります。それでもさらにやるというものであれば、その理由をお聞きしたいと思います。

②、指定管理者の選定は公平かつ公正に行われたのか。町にはその経緯と内容についての説明責任がある。町長の説明を求めるということで質問します。

今議会に上程されました3件の指定管理者の議案につきましては、初日にもう既に可決されておりますが、 町民から、またはインターネット上でもかなりの疑問の声が上がっています。特に文化センターとふるさとの 森芸術村については、新しくNPOとしてまだ認可手続中の団体が指定された。常識的に考えれば、既に運営 管理委託を受けて運営した実績のあるNPOが指定されるのが、町民も安心できると思いますし、私も実際に 小学校の器楽クラブの父兄としていろいろお世話になっております。その2団体の中で、どのような差があっ たのか伺いたいと思います。例えば今まで運営していたNPOが、大きなミスをしたとかいうことがあるのか、 また、NPOの認可申請中の団体が指定を受けましたが、そのリスクをどう考えているのかと。認可保育園の 件でかなりの大きなミスをしたというふうに考えておりますが、また同じようなミスを犯すのかと。そのミス に学ばなかったのかということで非常に残念でなりません。その辺のご答弁をよろしくお願いします。

2番、町民の安全確保についてということで質問します。

矢吹小学校にAEDの寄贈があった。現在、AEDが町内のどこあるか周知しているか。また操作できる町 民をさらにふやす方策をということで質問いたします。

2月に町内の団体から矢吹小学校にAEDの寄贈がされました。しかし、町民の方々は、現在町内に幾つAEDがあり、どこにあるのかということをすべての方がご承知というふうには思いませんので、その辺、寄贈した団体の好意を無にしないように町民の方に周知されるよう、どういうふうにしていくかということをお聞きしたいと思いますし、せっかくAEDがあっても操作できる方がいなければ何の役にも立ちませんので、いろいろ講習等はやっておられるようでございますが、さらに操作できる町民をふやすために、どのような方策をとっていくのかお聞きしたいと思います。

3番、教育行政でありますが、学校教育についてということで3点質問いたします。

①、小・中学校においての教職員の指導について、町及び学校はどのように対応しているかということでお 聞きします。

教育の現場で起こってはならないことというのはたくさんあると思うんですが、例えば現に白河高校ではPTAが解散という事態になってしまいました。子供の教育や人間形成のための学校やPTAで、本来の目的を逸脱したことが行われており、甚だ疑問であります。これからの日本を支える生徒や子供たちの教育の現場が、日本の教育の根幹となる学校が亡国論者に冒されているのではないかという思う父兄の方もいらっしゃると、それにおびえているという現実があります。こんなことがごく身近で起こっているわけであります。

そのほかに学校で起こってはならないこととして、教師による生徒へのいじめや暴力、差別、また一生懸命 頑張っている先生の保護や育成がなされないことがあって、先生がめげてしまってやめてしまうということが あってはならないと思います。

中学校においての差別については、12月議会で指摘しました。その結果、その差別は大分なくなりつつあります。そのことには大変感謝をする次第でありますが、その事実は何を意味をするかというと、実際そういうことがあったと、そういう差別があって、指導があったから軽くなったということであります。ということは、こちらが指摘するまで教育委員会ではその事実を把握できなかったということで、その管理能力に非常に疑問を持ちます。また、指導の事実があり実際改善はされたが完璧ではないということは、その指導能力に関しても甚だ不信を持つわけであります。その辺につきまして教育長はどうお考えになられるのか伺いたいと思います。

②です。全国学力テストの結果について非公開としているが、保護者及び町民は学校の現実を把握すべきである。教育長の考えを問うということで質問させていただきます。

この関係に関しましては12月議会でも触れましたが、町民の方から教育委員会への不信感が強まったとか、 教育委員会の学力向上を含めた教育全般に対して、その姿勢に疑問を持ったとの声を多く聞きましたので、再 び質問させていただきます。

町長の初日の施政方針の中でも、学力向上に取り組むとの考えが示されました。世田谷区でしたか杉並区でしたかちょっと定かではありませんが、夜スペシャルという塾の講師を招いての特別授業がなされています。また、近隣では矢祭町の高信教育長が計画している土曜スクールというのもあります。いろいろ学力向上を図る事業は非常に望ましいと思いますが、これから矢吹町が学力向上に取り組むのに、結果を見るときに、このスタートの年である現在の学力がどのぐらいで、結果どうなったということが示されなければ、どれぐらい向上したかが示されないと思います。ですので、現時点での矢吹町の学力はこの程度であるというのを公表すべきであると思います。教育長は、12月の議会で公表することによるデメリットがあるということはおっしゃっていましたが、それを踏まえても、私の今の質問にどう答えていただくのか、楽しみですのでよろしくお願いします。

それでまた、こうやって学力を向上させますという提案とか、対策を講じると思うんですが、現在の学力が こうだからこうします、だからこうなりますというふうに話をするのでなければ具体的ではないと思いますの で、ぜひ学力テストの結果の公表を求めます。

現在、日本各地でも既に学力テストの結果公表は進んでおります。例えば都内では荒川区、杉並区、墨田区、 目黒区、またさいたま市や新潟市、横浜市や川崎市、そして広島市でも公表されております。これらの市は、 教育や学力向上に熱心な自治体と言われておりますので、もし矢吹町が本気で学力向上を目指しているのなら、 ぜひ教育に対する真剣な姿勢を示すためにも、全国学力テストの結果公表を求めます。

続きまして③です。町内小・中学校給食に中国製冷凍食品を使用したことはあるか。また、農薬入り冷凍食品事件後の対応はということで質問いたします。

マスコミ報道のとおり、中国製冷凍食品に農薬や殺虫剤入りのギョウザ等、さまざまな生命を脅かす食品が大量に食卓に上がっているのが、現在の日本の食料事情であります。これもすべて国内食料自給率が39%であると本当に危惧するものでありますが、将来にわたっても大変不安を感じるものであります。本日の福島民報の19面にも同じような記事が載っておりましたが、全国の学校給食センターに打撃を与えているということであります。国内の学校の62%が給食センター方式で供給しており、遠くまで配送する時間を考えると調理時間が2時間ぐらいしかないということで、すべて手づくりではできない、よって冷凍食品に頼らざるを得ないという現実があります。当町では食育もいろいろ熱心に取り組んでおられますので、その辺の答弁をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(根本信雄君) ただいまの3番、熊田宏君の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 3番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政再建期間中、職員給与を上げるべきではない、町長と職員は本気で財政再建に取り組む気があるのかなどの質問でありますが、財政再建3カ年計画につきましては、当町の置かれている厳しい財政状況から脱却し、持続可能な安定した財政基盤を築き、健全な財政運営を行うために、とりわけ厳しい平成19年度からの3年間において、不足する財源7億5,000万円の解消を図り、財政健全性の一つの指標である実質公債費比率を適正団体の目安とされる18%以内への道筋をつけるために、財政基盤の再建、役場組織の再建、まちづくりの再建の3つを柱とし、再建計画を平成19年3月に策定したものであり、議員各位並びに町民の方々のご理解とご協力をいただきながら、私を初め職員一丸となって計画達成のために努力しているところであります。職員の給与等につきましては、2番、大木議員の質問にもお答えしておりますが、人件費等義務的経費の削減は再建計画を達成する上で大きなウエートを占めておりますことから、新規採用を抑制し、退職補充を行わないことにより、効果額の大きい職員数の削減を主眼に、各種手当の削減や廃止を進めております。こういったことから、再建計画の最終年度である平成21年度においては、150名と計画策定前の平成18年度166名と比較しますと16名の減少となるものと見込んでおり、また、本年度及び20年度における再建計画の達成状況並びに見込みでは、本年度の計画900万円に対して1,541万3,000円、計画対比で171.3%の達成率、20年度においては計画3,720万円に対し、1億103万7,000円、達成見込み率271.6%となっております。

このように、職員数等削減による財政再建計画上の効果は確実に上がっており、議員おただしの再建計画期間中の職員給与の凍結につきましては、職員数の抑制により今後も大きな効果が見込まれることから、凍結は行わないこととしております。

なお、職員給与の改定に係る人事院並びに県人事院勧告は、労働基本権を制約されている代償措置として、 職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、平成19年4月から実施の勧告は尊重しなけれ ばならないと考えておりますが、今回の給与改定は町の財政状況、周辺市町村の状況、町民感情等、さらには 勧告内容が若い職員層への改定が主たる内容となっていること等も考慮に入れながら、職員労働組合と5回に わたる団体交渉を経て、本年1月実施で合意に達したことから改定を行うこととしたものでありますので、ご 理解をお願いいたします。

次に、指定管理者の選定は公平かつ公正に行われたのか、町にはその経緯と内容についての説明責任をとの おただしでありますが、図書館、ふるさとの森芸術村、文化センターの3つの社会教育施設につきまして、本 年4月から指定管理者制度を導入するため、昨年の12月定例議会において関係条例の議決をいただいた後に、 指定管理候補者の選定作業を進めてまいりました。

指定管理者の募集につきましては、本年1月4日から18日までを要項の配布期間とし、募集説明会を1月10日に実施し、申請受付を1月20日から28日までとし、この間に図書館の申請1件、ふるさとの森芸術村の申請2件、文化センターの申請2件を受理いたしました。2月7日に選定委員会を開催し、図書館については申請者であるNPO法人ふれっしゅ・すて一じ、ふるさとの森芸術村及び文化センターについては申請者である地域おこし夢クラブ、NPO響ネットからプレゼンテーション並びに選定委員による審査が実施されました。選定委員会では、施設運営の基本的な考え方、施設管理、施設の利用促進、収支計画、管理能力、守秘義務、地域貢献に係る16項目を審査項目とし、5段階評価により点数化し、200点満点での平均点を算出し、付帯意見も含め総合的に判断し、各施設の第1位の申請者を候補者として決定されました。また、選定結果については、翌日には関係者へ通知し、あわせてホームページに掲載して公表しております。なお、選定委員については行政から1名、教育委員会から1名、学校代表1名、女性団体代表1名、利用団体代表2名、スポーツ団体代表1名、合計7名の方々を選定委員として委嘱したところであります。

今回の社会教育施設の指定管理者の選定については、以上申し上げたとおり公平・公正な選定と考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、体育施設、集会施設、公園関係の指定管理者につきましては、従来から良好な管理をしており、実績及び経費面での効率性などから施設の効用を最大限に高められると考え、各地区行政区とシルバー人材センターを非公募で選定いたしました。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、AEDがどこにあるか周知しているか、また操作できる町民をふやす方策をとのおただしでありますが、町は昨年度防災計画の見直しを行い、多種にわたる災害について検討を行っております。特に災害時における緊急連絡システムや食料品、飲料水の確保、また災害弱者と言われている高齢者等の支援体制づくりを進めております。近年、AED(自動体外式除細動器)を使用し、尊い命が救われたという報道がテレビ、新聞等で紹介され、大変注目を集めました。その後も各地で事例が紹介され、自治体を含め民間においても普及してまいりました。

現在町では、出入りが多く不特定の人が利用する施設に寄贈購入を含め、役場、保健福祉センター、温泉プールの3カ所にAEDを設置してあります。設置場所にはAEDを設置しているということがわかるよう、ポスターによって表示しております。町といたしましては、AEDの必要性・重要性は十分認識しておりますが、高額でもあり早急に設置することは難しいと考え、購入、リースを含め検討し、徐々に各施設に設置できるよう計画してまいりたいと考えております。

操作のできる人をふやすためには、設置施設の職員はもちろんのこと、公共施設等を利用している団体や一般住民にも呼びかけ、多くの方が操作できるよう消防署の指導を受け、講習会等を開催してまいりたいと考えております。また、町立学校についてでありますが、去る2月18日、矢吹ライオンズクラブから創立35周年記念として矢吹小学校にAEDが寄贈されました。学校行事などで児童・生徒に事故等が起きた場合、すぐに対応できるよう各小・中学校などにAEDを備えるべきであると考えておりましたが、順次各学校に備えるということで、今年度は矢吹中学校に9月補正予算により導入したところです。なお、矢吹小学校以外の善郷・中畑・三神の各小学校につきましては、20年度の当初予算でリースにより備えつけることとしましたので、新年度からは小・中学校全部に配備されることになります。

教職員の操作方法習得につきましては、矢吹中学校では職員会議に合わせて納品していただき、業者から操作方法の説明を受けました。矢吹小学校においても、ライオンズクラブが購入した業者が教職員への操作説明を行う予定になっております。新年度導入予定の小学校においても、それぞれ同様の説明を依頼したいと考えております。なお、AEDの本体に設置施設であることや設置している場所を表示するシールが付属しているため、学校の玄関や保管する保健室や職員室などに表示するよう徹底したいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 3番、熊田議員の質問にお答えいたします。

最初に、小・中学校においての教職員の指導について、町及び学校はどのように対応しているのかというご 質問にお答えいたします。

教職員に対する指導は、基本的には当該小・中学校の校長や教頭が行っております。その内容は、第1に児童・生徒の指導であり、教科等授業の指導、学級運営の指導及び生徒指導などであります。第2には保護者への対応指導、第3には教職員としての基本的な服務勤務等を踏まえた倫理意識などの指導であります。

また、教職員には研修する義務があり、みずから勉強したり校内の先生方で研修したりしております。県教育委員会でも、初任者研修から始まり、勤務年数により5年研修、10年研修などの悉皆研修のほか、職能研修として教務主任研修、生徒指導主事研修、研修主任研修、教頭研修、校長研修なども実施しております。なお、町教育委員会といたしましては、定例の校長園長会を通して校長に指導しております。そして、随時教育長が個別に呼んだり学校を訪問したりしながら、校長に指導を行っております。また、一般教職員には原則的に校長から指導をお願いしておりますが、教育長が直接教職員に指導を行う場合もございます。

いずれにいたしましても、児童・生徒及び保護者を第一に考えた学校運営や授業、学級運営が行われるよう に、適時・適切な教職員に対する指導を今後も行ってまいる所存でございますので、ご理解とご協力をお願い いたします。

そこで、学校の指導上のさまざまな問題につきましては、校長を通して指導に努めているわけでございますが、教育委員会として問題把握等については、必ずしも十分でないところはもちろんございますので、今後と

も何かありましたらご指摘・ご指導をよろしくお願い申し上げます。特に、子供たちが困っているということであれば、それはゆゆしき問題でありますので、私ども教育委員会としても精一杯努めて、そして早急な対応をして、困っている子供があるのであれば、すぐにも指導を改めてもらうというようなことに努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、全国学力テストの結果について非公開としているが、保護者及び町民は学校の現実を把握するべきであるというおただしについてお答えいたします。

12月議会の一般質問でもお答えさせていただいたとおり、今年度の全国学力テストの各学校の結果につきましては、国の方針に基づきまして非公開とさせていただいたところです。ちなみに、個人の結果につきましては個別に結果表が配付されておりますので、児童・生徒や保護者の方々は十分承知していることと思います。

平成20年度の全国学力テストも間もなく実施されますが、町としましては19年度と同様に、国の指導に沿った対応をしたいと考えております。なお、今後におきましては、県教育委員会が各学校等に配布予定の全国学力テストの分析ソフトを初め、学力向上につながるさまざまな資料や事業などを大いに活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

そこで、数値公表はしておりませんが、テスト結果としては前回の議会において全国平均並びに県平均と比べまして、小学校はほぼ同じ、中学校は若干下回っていること、しかし、知識理解のA問題に対してB問題が下回っていることなどをご報告申し上げたところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、町内小・中学校給食に中国製冷凍食品を使用したことはあるか、また、農薬入り冷凍食品事件後の対応はとのおただしでありますが、平成20年1月30日厚生労働省発表「中国製冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生について」を受け、福島県教育委員会より「学校給食における食品の安全確保について」の通知があり、該当食品の使用中止について、町立小・中学校並びに給食を実施しております両保育園へ周知しております。

中国製冷凍食品を使用したことはあるかということでございますが、1月31日、2月1日、これは平成19年11月から平成20年1月末まで、及び2月6日、これは平成19年4月1日から平成19年10月31日までの期間で、それぞれ計3回調査を行っております。そして、このいずれも使用歴はないとの報告を学校・保育園から受けております。また、当該事件の対応といたしましては、県より通知される安全確保のための自主回収品目リスト等で県と町と学校等で情報を共有し、注意を喚起しているところでございます。今後とも安全な給食の実施に万全を期すよう指示しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(根本信雄君) 3番、熊田宏議員、再質問。
- ○3番(熊田 宏君) 質問した点について、何点かお答えいただけない点がありましたので、それを含めて再 質問させていただきます。

1の①ですが、私、今回は、いつも給与削減しろ削減しろと言わせていただいておりまして、甚だ職員の方からは嫌われておりますが、今回は我慢してくれと、あと2年せめて我慢してくれというお願いをしているわけでございます。先ほど同僚議員の質問に町長からは、選挙の開票作業に伴い、その辺でいろいろ削減して

200万円前後を削減している。でも、その一方でやはりこの議案を通して、それの3倍以上の額を多く出していたのでは、説得力もないし状況判断をしてくれということを申し上げたいだけです。町長は町民に一体どういうふうに説明するのかということですね。例えば、実際に町民の方とお話しをして、これこれこういうわけで給与等を若干上げますという話を実際にしているのか。していなければ、これからやっていただけるのか。その声を実際に聞けば、どうすべきなのかは判断していただけるというふうに思います。

先ほどラスパイレス指数の説明がありました。県・国と比べて決して高くはないと、当たり前です。実質公債費比率を考えて財政を考えれば、低いのが当たり前じゃないでしょうか。その辺に決して高くはないという答弁をするあたりに危機感がないなと、本気ではないなというところが見られますので、状況判断をして、ワースト3という状況をよく考えて行動してほしい。職員と一丸となってとおっしゃっていますが、それは職員の給料を上げれば、それは職員とは一丸となるでしょう。町民と一丸となっていないんじゃないですか。その辺を質問します。

②の指定管理者の選定についてですが、先ほどの質問の中で、まだ認可申請中のNPOを指定した、その辺のリスクに関しての危機感はあるかないかということを、再度お尋ねしたいと思います。これに関しましては、審査委員会の委員長であった副町長、また差し支えなければ委員であった教育長にも、その辺のことについてお答えいただければと思います。

3つ目ですが、教育行政につきまして、教育長のほうから困った子供がいたらぜひご指摘くださいと、一生 懸命ご指摘させていただきますが、ご自分たちでそれを発見できるような仕組みを学校に、教室につくってい ただかなければ、そういう目に遭う子供はまだまだふえてくると思いますので、その辺のシステムの構築をご 検討し、実施していただきたいと思います。

最後になりますが、学力テストの件についてですが、実は14年6月議会で、前教育長であられました関根直 次教育長が、町内の小・中学校の学力テストにつきまして細かい数字で答弁されております。4年生から6年 生で国語が96から100、算数が95から103と、具体的な数字を挙げていらっしゃいますので、その辺、どうして 栗林教育長は若干県より上とか下とか、その辺の答弁しかなさらないのか、もう少し具体的に答弁をしてほし いと思います。確かに各家庭には、私も子供のお知らせ見ましたが、来ています。それは見ましたが、町全体 の実際の今の学力レベルを知るべきであると思いますので、その辺、ご検討をいただけるのか否か、ご答弁を お願いします。

以上です。

○議長(根本信雄君) 3番、熊田宏君の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、3番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、給与の削減の件でございますが、これは先ほど大木議員、さらには栗崎議員にもご説明したとおりでございます。トータルで職員の給与の総額の削減については、平成17年度以降、第5次まちづくり、行財政改革大綱、財政再建3カ年計画の中できちっと職員もみずから実施しているということを、再度述べさせていただきますし、住民に説明したのかということでございますが、住民のほうにはこういう言い方をさせていただ

いております。役場組織の再編、さらには財政運営の再建、まちづくりの再建ということで、それぞれ財政再建3カ年計画の中身を説明させていただきまして、財政再建3カ年を通じて今後10年間の財政シミュレーションを提示しながら、その計画に沿って達成をしていくということで約束をさせていただいておりますので、そういったことで、今回の職員の給与等についても、財政再建はきちっとできるという判断のもとで決断をさせていただきましたので、そのような考え方でいるということをご理解をいただきたいと思います。

それから、指定管理者の問題で選定の内容につきましては、先ほども答弁で話をさせていただきましたように、選定の内容、項目が16項目にわたってそれぞれ点数を配点しながら、そのそれぞれの項目に沿った形で各7名の選定委員が選定をしたということで、私は理解しております。その選定委員の選定の内容に基づき、選定委員のきちっとした考え方のもとに選定されたということで、公平・公正であるということを、そういったことを尊重して私のほうで最終的な判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、熊田議員から副町長と教育長ということでございますので、それぞれ副町長と教育長から答弁させま すので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で私の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

副町長、野地誠君。

〔副町長 野地 誠君登壇〕

○副町長(野地 誠君) 熊田議員のご質問にお答えをいたします。

今回、4月から新たに導入する指定管理者につきましては、町の施設管理権限を代行して、今以上にさらなる住民サービスの向上とできるだけ多くの住民の方に利用していただく、そしてより主体的な事業運営、そして施設の効果的な、効率的な運営を目的とするものでございます。そういったことから、先ほどの町長答弁の中で申し上げたとおり、そのような目的に沿って選定項目を設定し、7人の委員で評価をし、その評価の平均点を求め、第1順位、第2順位というふうにしたものでございます。

そういった中で、選定委員会で第1順位とした団体につきましては、評価点数と合わせて付帯意見を徴しております。そういった中で、複数の委員の中から第1順位とした団体につきましては、多くの町民を巻き込んで町民参加型、さまざまな団体との連携・参加、それからより町民に開かれた施設、それから町内外へのネットワークを築くと、そういうような評価がございました。なお、その団体のリスクというようなお話もございましたが、今回の募集・選定につきましては、それぞれの団体が募集要項に沿って申請し、提案がなされたものと理解をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 同じく、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

1点目は指定管理者の選定についてですが、これは7名の委員の総意でありまして、そして、それぞれが点数をつけ、その点数の総計の結果と、副町長からもありましたように付帯意見もつけられて、協議の結果、そ

の点数結果のとおり第1位、第2位ということで候補者が決められていったというふうに思います。

そしてもちろん、これまでの指定管理者、委託を受けていたNPOの実績については特にどうこうということはなかったと思うんですけれども、いわゆる片や実績、もう一つのほうは経験がありませんのでこれからこういうことをという、いわばそういう申請書並びにプレゼンテーションだったというふうに思います。その結果が7名の点数にあらわれたというふうに、私自身としては一委員としてそのように受けとめております。

それでは、学校の問題の発見をするための仕組みを検討してはどうかということでございますが、各4つの 小学校並びに中学校では、特にいじめ問題等にどう対応していくかという一例をお話をしたいと思うんですが、 いずれの学校も無記名のアンケート調査を、そして問題がないかと、それから、これは全部の学校というわけ ではありませんが、いわば目安箱のようなものと言いますか、箱を置いておいて自由に入れていいと、そうい うような形での問題の発見などに努めております。

しかし、それでも発見できない場合もあるかというふうに思いますので、今後なお学校とも協議をして、そして、そういう問題の早期発見に努め、早期対応に努めるように十分に協議をし、指導をしていきたいというふうに考えております。なお、それでも実はとらえることが難しいこともあるかというふうに思いますので、議員の皆様初め町民の皆様に、もし心配があるよという場合には、早急に当該学校でも結構ですし教育委員会でも結構ですので、ぜひお知らせをいただきたくよろしくお願い申し上げます。

続いて、学力テストの結果の公表についてでございますが、これは文部科学省が実施するに当たっては、文部科学委員会で何度も議員の方から質問なども受けて、公表するのかしないのか、基本的に公表しませんと、それは多くの国会議員の方のご質問内容等も、例として教育委員会にもいただいているんですが、公表することによるメリットとデメリットを考えると、デメリットが多いから十分に注意するようにという議員の方々のご質問が非常に多いわけでございます。それはどうしても序列化につながると、それから実施された後も、全国でも明らかになったのは1つか2つの学校だったと思いますが、点数を上げるために学校でやってはいけないことをしてしまったという学校もございました。そういうような弊害も起きていないわけではございません。そしてまた、都道府県ごとの結果が公表されたわけですが、いいところはよかったとしまして、悪い、余りよくなかったところについては、県民の批判が大きいというようなこともございます。もちろん、それは教育委員会なり各学校で努力しなければならないことで、その批判は当然受けるべきではありますけれども、しかし、どうしても学校比較ということが懸念されます。矢吹町の教育委員会としては数値については公表しないという方針を今後も続けていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

- ○議長(根本信雄君) 3番、熊田宏議員、再々質問は。3番。
- ○3番(熊田 宏君) 3点ほど再々質問させていただきます。

1点目ですが、指定管理者についてですが、実は響ネットがつくられるときの経過をオブザーバーとして見ていたんですが、当時のふれっしゅ・すて一じが文化センターの管理を委託されておりまして、町とふれっしゅ・すて一じで怪しいというふうに思った方たちが、響ネットのメンバーの方たちでつくったと、今度、響ネットも何か土地の管理を請け負って、またそれを改造するような形で新しい組織を急遽つくったようなふうに、見ている町民の方がいらっしゃいます。ということは、文化の拠点であるべき文化センターが、政争の具とさ

れておるということは非常に残念なことでありますので、そういうふうに誤解を与えないような、またこの後 実績のない団体が請け負うわけですから、町民に不利益となるようなことがないような、そういうご指導をし っかりしていただきたいというふうに思いますので、その辺のご答弁をお願いします。

いじめ等については、アンケートを実施しているということですが、やはり他力ではなくて、自分たちで実際に子供に接して見つけるべきではないか。やはり担任教師が子供と接すると、教師と教頭や校長や教務主任が接すると、それから、ちょっとでもほころびでも見えたら解決していくというふうにしていくことしかできないと思うんです。

実は私、一昨日高校の卒業式がありました。大変すばらしい担任の先生にお世話になりまして、それぞれの生徒が先生に向かっていろいろお礼の言葉をおっしゃっていましたが、すべての生徒が、本当に先生にいつも気にかけていただいて、話しかけていただいてということをおっしゃっていました。そのおかげで皆さん志望の大学に行くことができたり、就職できたりということでありましたので、そういう方法を実践している学校もありますので、ぜひ町内小・中学校でもそれを実践していただいて、少しでも早くいじめとかがあれば発見できるように実践していただきたいというふうに思いますので、その辺のご答弁をお願いします。

最後になりますが、学力テストの公表についてですが、なかなかいい答弁がいただけないんですが、では、 学力向上をなし得たときには、実は19年の学力テストはこうでしたよというふうな公表でしたらしていただけ るんでしょうか。最大限の譲歩をしましたので、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長(根本信雄君) 3番、熊田宏議員の再々質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 3番、熊田議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

指定管理者のそういった住民のうわさ等々を熊田議員が話されたことについては、私としてはそういう話は聞いておりません。また、今後住民に不利益をこうむらないようにということにつきましては、私もそのようにも考えておりますので、今後はそれぞれの施設がより町民に親しみの持てる施設として管理運営がなされますよう、今回受託しました指定管理者と協議を進めていきたいという姿勢に変わりはございませんので、そういった点をご理解いただきまして、私の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 同じく答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) それでは、ご質問にお答え申し上げます。

子供たちのいろいろな問題について、発見するためには直接子供たちとというご提言をいただきまして、まさにそのとおりだというふうに思います。でも、なかなかそういう直接話ができない子などもおりますので、かつていじめで亡くなった子供たちには、直接先生があんたいじめられているんじゃないのと聞いても、本人は、いえ、いじめられていませんと言って自殺しているんです。そういう例などもありますので、直接接することも大事にしながら、無記名で各アンケート調査なども大事にして、いろいろな多くの人の目、多くの方法で問題発見に今後とも取り組んでいくようにしたいというふうに思います。

それから、学力テストの結果の公表についてでございますが、熊田議員のご意見とは反する答えになってま ことに申しわけなく思いますが、結果の数値については、やはり矢吹町教育委員会としては公表しないほうが むしろいいというふうに判断させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

衆議院の文部科学委員会での抜粋のものが、文部科学省から送られてきているんですが、ある議員はこんな ふうに言っております。私は学力テストが全国レベルで2位だ3位だということに一喜一憂する必要はないと 思うと、低学年で伸びなくたって、その後高学年で伸びるという場合もあると、学力テストだけがすべてでは ないということも考えていく必要があるのではないかというような意見もございます。もちろん、学力テスト は大事な学力ではございますが、もちろんそれは一部ではありますけれども、公表することよりも公表しない ほうがいいと。もちろん、各学校では学力向上に今後とも取り組んでおりまして、そして今年度よりは来年度 よりよくなるようにということで、各学校で努力していただいていることは事実でございますので、その点に ついてもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(根本信雄君) 以上で、3番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

(午後 2時34分)

○議長(根本信雄君) 再開いたします。

(午後 2時40分)

◇藤井精七君

○議長(根本信雄君) 次に、通告6番、9番、藤井精七君の一般質問を許します。 9番。

[9番 藤井精七君登壇]

○9番(藤井精七君) 通告に従いまして、順次一般質問いたします。同僚議員とダブるところがありますが、 私なりに質問させていただきます。

最初に、政府が4月から実施しようとしている後期高齢者医療制度の中止を求める地方議会での意見書可決が505自治体、全体の28%に上るなど、高齢者、国民の不安が広がっているが、この制度に対する町長の考えを伺います。

先ほど、3月1日の福島民報の投書欄に、高齢者を見下す無神経な後期というような、このいわき市の方からの投書がありました。「政府は75歳以上の医療費がかかりすぎるから、老人医療から切り離し、後期高齢者医療制度を発足させるという。介護保険とともに矛盾の多い制度だと思う。そもそも後期高齢者とは何事かと思う。通常、前期は始まり後期は終わりと解釈するのが当然であり、この言葉を聞いて私はかちんときた」、こんな投書が載っております。

そもそもこの後期高齢者制度は、75歳以上の高齢者を国保や健康保険から切り離し、保険料値上げか、それが嫌なら医療の制限かという選択に追い込んでいく制度です。75歳以上をほかの世代と区切る理由として、政府は心身の機能が低下し、入院もふえるということを挙げております。これは、医療費がかかるといって高齢

者を追い出すものであり、ある元厚生労働省幹部も、うば捨て山と批判しております。こうした制度改悪を強く求めてきたのは、財界・大企業です。公的医療保険は国民の家計負担、保険料プラス窓口負担、事業主、企業の保険料、また公費、国と地方で運営されておりますが、この間、財界は企業の税・保険料負担を減らすため、社会保障給付費を切り詰めようと要求をしております。

医療制度については、高齢者医療を現役世代から分離すること、高齢者の医療費負担を抜本的に減らすこと、また、診療報酬を包括払いにかえ保険給付費を制限すること、そういうことを求めております。私も当てはまりますが、団塊の世代が75歳以上になりますと、そうなっても国の財政負担と大企業の保険料負担がふえない仕組みを、今のうちから救おうとしているのが政府と財界のねらいです。高齢者の医療を抑制することは、現役世代のためとも言われますが、これはとんでもないことです。

後期高齢者医療制度は、今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る、そういう改悪です。高齢者を扶養している現役世代にも、重い負担がのしかかることになります。既に、相次ぐ患者本人の負担増、また国庫補助の削減、大企業の正社員削減などを受け、医療費に占める国庫負担と事業主の負担割合は大きく減っております。国民に犠牲を転嫁するというのが政府・財界の方針であり、きわめて身勝手なものと思います。私は、そういう後期高齢者制度と思いますが、町長はこの制度に対してどのような考えを持っているのか伺います。

次に、社会教育施設の指定管理者導入に伴う候補者選定に、町民から不安や疑問の声も聞かれるが、信頼を 得るためにはそうした声にこたえていかなければならない、そう思いますが、町長の考えを伺います。

初日の29日の議案の中でも質疑しましたが、私も2月7日の選定審査公開ヒアリング、これを傍聴しておりますが、3文化施設の指定管理団体の、また決定報告がありました。今回の民営化に当たり、選定審査のあり方や指名を受けた団体について不明瞭な点が幾つかあるので質問いたします。

文化センター、ふるさとの森指定管理に報告あった団体、地域おこし夢クラブについて質問いたします。この団体は、NPO団体の申請中であると言われております。このような活動方針も団体の性格もまだよく定まっておりません。そういう団体を募集の段階で受けるということは、これは余りにもずさんな事務ではないかと思います。将来、団体の方針を定めますという未確定団体を受け付けますという方針は、募集要項のどの項目に記載されているのか。

また、募集要項の7の申請資格(2)には、申請書類受付期限までに書類が調わなかった場合は失格にする と記されておりますが、この団体はこれには該当しないのでしょうか。なぜこの団体が特別扱いされるのか、 町民にも説明する必要があります。

また、団体夢クラブの構成の中核に、シルバー人材センターを置くと記されております。そこで、シルバー人材センターとはどういう組織なのかを見ますと、法律の第41条に仕事の内容は臨時的かつ短期的なものと、またその他軽易な業務に限るとあります。私は、どの文化施設も同じですが、特にふるさとの森の仕事は、町の条例に示されているように、美術、歴史、自然科学、民俗などに関する専門的識見の伴う長期的な展望を持ち、教育的配慮のもとに運営がされるべき施設、そういう機関であるわけであります。専門的識見を有する人材が求められている、こういう施設に、単なる職労の手助け機関ではないと考えております。矢吹町のシルバー人材センター案内には、仕事の内容に庭木剪定、草取り、清掃作業など12項目が記載されておりますが、い

ずれ軽作業とされているこうした団体に町の文化施設を安心して委託できるのか、これもちょっと不安に思います。

このように、いろいろ疑問や不安がある今回の指定管理者制度の選定でございますが、町長は、先ほど同僚 議員からもありましたように、やはりこういう不安、また疑問にも答えていかなければならないと思います。 どのように考えているのか伺います。

○議長(根本信雄君) ただいまの9番議員、藤井精七議員の一般質問に答弁を求めます。町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 9番、藤井議員の質問にお答えいたします。

ことし4月から実施される後期高齢者医療制度に対する考え方についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、老人医療が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象にその心身の特性や生活実態などを踏まえて創設されたものです。これまで高齢者の方々の間では、加入する制度によって保険料を負担する人としない人があり、また市町村によって保険料に高低がありました。新しい制度では、高齢者の方々は皆負担能力に応じて公平に保険料を負担いただくことになります。また、県内で同じ所得であれば同じ保険料となります。今まで保険料を負担していなかった社会保険の被扶養者の方にとっては負担増となりますが、平成20年度は均等割額が半年間は免除、その後半年間は9割軽減され、2年目は5割軽減される激変緩和の措置がとられています。少子高齢者化社会を迎え、ますます増大すると見込まれる医療費、特に高齢者の医療費を安定的に賄うために必要な制度であると認識しております。今後とも広域連合と連携を図りながら、制度の定着に努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、社会教育施設の指定管理者導入に伴う候補者選定に、町民から不安や疑問の声も聞かれるが、信頼を得るためにもそうした声にこたえなければならないとのおただしでありますが、町は、社会教育施設3施設については、第4次矢吹町行財政改革大綱及び財政再建3カ年計画等において、民間活力を導入し、民間のノウハウや能力を生かした運営により住民から親しまれる施設とするため、指定管理者制度を導入する施設として位置づけ準備を進めてまいりました。

今回の指定管理者制度の導入はこれまでの運営業務委託ではなく、指定管理者として町の施設管理権限を代行し、さらなる住民サービス向上と多くの住民の利用、より主体的な事業運営、施設の効果的・効率的な利活用を目的として行うものであります。このため、1月に指定管理者の募集、申請者への説明会、そして2月7日に指定管理者を指定するための選定委員会を開催いたしました。なお、選定委員の選任、選定委員会の審査内容、選定結果につきましては熊田議員への答弁のとおりでございますが、指定管理者という町の権限を代行して施設管理運営を行うことから、施設設置者、運営責任者として行政から2名、各種団体・利用者団体から5名、計7名と幅広い層から委員を委嘱したところであります。

プレゼンテーションでは、それぞれの団体からその団体の特徴を生かした企画提案がなされたと伺っております。選定委員会ではその他面接審査、申請書内容等総合的に判断し、選考された委員会での結果を尊重し、 指定管理候補者第1位の団体を指定管理候補者と決定し、今議会に提案させていただきました。今回の指定管 理候補者の選定につきましては、可能な限りオープンな形で行い、公平・公正な手続により進めてまいりました。今後はそれぞれの施設がより町民に身近で親しみの持たれる施設として管理運営がなされるよう、指定管理候補者との協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、議員おただしの団体としてずさんではないかということについては、そのような考え方は持っておりません。募集要項、申請資格、内容等につきましてもこの要項に定められているとおり、法人その他の団体、そして町に主たる事務所を置く団体と規定されており、問題ないというふうに私自身認識しております。申請の資格が備わった団体ということで理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、特別扱いしたというようなおただしについても、そういうことはいたしておりません。また、シルバー人材センターの役割についても、いろいろと法律に基づいた仕事の内容を藤井議員のほうからおただしがありましたが、これらについても心配のないよう指定管理候補者と十分に協議し、住民に不利益を与えないという形で、指導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 9番、藤井精七君、再質問。 9番。
- ○9番(藤井精七君) 指定管理者について再質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員からもありましたように、すみれ保育園の助成に町は失敗しております。そうした中で、やはり今、町長はこの申請に何も問題もなかったと言いましたけれども、2月29日の福島民友新聞にはNPO法人地域おこし夢クラブと報じておりますが、また町の申請書には法人申請中であると、こう述べております。これは申請中が正しいのか、民友のほうが正しいのかまた聞いておきます。

私は、町長から明快な地域おこし夢クラブの答弁がありましたが、そのような答弁ならば、今回受け付けした地域おこし夢クラブの団体を明示する書類、また地域おこし夢クラブの申請した事業計画書、これも公開しても差し支えないと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長(根本信雄君) 9番、藤井精七議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 9番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずもって、すみれ保育園の失敗しておりますということについては、私はいかがなものかというふうに考えております。私はすみれ保育園の運営に際して、町が支援したことについては失敗だというふうには受けとめておりませんので、その点についても藤井議員、十分に理解していただいて発言をしていただくようにまずもって私のほうから断っておきます。

次に、福島民友のNPO法人の地域おこし夢クラブ、そして募集についてはNPO法人という形ではないと、申請中だということについては、民友新聞の報道が間違っておりまして、現在申請中だということで答弁をさせていただきます。並びに受け付けをした地域おこし夢クラブの申請書を公開していただきたいという内容等については、募集要項のその他の事項で、申請書の承諾がなければ公表しないというふうに規定しておりますので、これらについては地域おこし夢クラブのほうと協議をして、もちろん地域おこし夢クラブの考え方も聞

きながら回答をさせていただきたいと思いますので、今回は私のほうからその是非については回答を差し控え させていただきたいと思います。

以上で私の再質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(根本信雄君) 9番議員、再々質問。 9番。
- ○9番(藤井精七君) ただいまの私のすみれ保育園に対しての言葉、重々注意して発言してもらいたいと言いましたが、民報で出ています矢吹町町長のおわびというようなこの感じは、どのようなあれでおわびするのか、その辺をちょっと理解に苦しみますから答弁を願います。
- ○議長(根本信雄君) 9番、藤井精七議員の再々質問に答弁を求めます。 町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 9番、藤井議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

民友新聞等の新聞報道でおわびを申し上げますということについては、政策の失敗をおわびしたわけではご ざいません。あくまでも子供、保護者にいろいろな心配をかけたということに対する道義的な責任をもってお わびを申し上げるということで、話をさせていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 以上で、9番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇棚木良一君

○議長(根本信雄君) 続きまして、通告7番、10番、棚木良一君の一般質問を許します。 10番。

[10番 棚木良一君登壇]

○10番(棚木良一君) 通告順に従いまして、順次一般質問を行います。

まず最初は、町の予算編成に当たって私ども日本共産党矢吹町の町議団が、町長に2008年度の矢吹町予算編成、財政再建についての要望書を提出しております。それらについて質問をしたいと思います。全部ですと長くなりますので、その中から選んで質問をいたします。

小泉内閣以来の構造改革路線を踏襲している福田内閣は、来年度予算で2,200億円もの社会保障費を削減するなど、国民の生活を軽視する政策を挙げています。一方、働く者は不安定雇用が多く、まじめに働いてもまともに生活ができない若者も圧倒的多数を占めています。定率減税の廃止によって、町県民税、健康保険税の負担も増大し、そして原油高の影響でこの冬の厳しさが身にしみております。さらに、これによって食料品の値上げなど、町民の生活はますます苦しくなっています。大企業は空前の利益を上げているが、働く者には還元されていないのが現状であります。

景気は回復していると言われても、町民にその実感は全くなく、格差社会はますます拡大しています。生活 保護世帯は100万世帯を突破し、教育扶助や就学援助を受けている子供の割合はこの10年間で2倍以上になっ ています。ことし4月から後期高齢者医療制度を導入し、75歳以上の高齢者を一般保険から切り離すなど、世 界に例のない高齢者いじめの制度を実施しようとしています。既に500以上の議会が見直し・中止を求める意 見書を可決したり、請願を採択したりしています。

こうしたもとでの新年度の予算は厳しいものになると思いますが、町民の暮らしを守るという点をしっかり 定め、財政再建は町民に負担を転嫁するなど安易な施策を排除し、福祉、教育、子育て、雇用などを向上させ る立場で予算編成がなされるよう要望したわけであります。また、地方自治確立の観点から、国・県に対して は町民の先頭に立って要求運動を展開し、町独自の行政が展開されるよう要望するものであります。

まず最初に、行財政改革と財政再建のあり方についてであります。

行財政改革については、これまでの町の実績を低下させることなく、低いところに合わせる格差是正でなく、福祉と住民サービスの向上によって、企業、住民の増加が図られるような行財政の改善が望まれます。まちづくりで全国の先進地に学び、広く町民の意見を聞き、改革論議を徹底的に行う体制をつくり、町民参加の行財政改革を要望します。特に、職員定数削減については、仕事の責任性と将来の職員構成を十分配慮・検討し、計画的採用により将来に禍根を残さないようにし、目先の対応にのみとらわれないこと、定数を削減して臨時職員を安易に雇用しないこと、定数の削減に伴って少数精鋭制を施行し、職員の意向をそんたくし、専門性を培い、考慮して配慮する、採用に当たっては専門分野を識別して採用をすること、原則的には退職までその分野で勤めてもらうと、専門職にしていくということであります。そしてまた、むやみに組織や名称を変えないでやっていただきたいということであります。組織いじりでは問題解決はしません。そういったことであります。

次に、町民の負担軽減について努力することが16項目あります。特にその中では、子育て支援として幼稚園・保育園の第3子保育料の無料化などは町民の皆さんからも評価されているわけであります。また、この中では妊産婦健診への補助制度を設けることということで、福島市は15回まで無料、今回当初予算にはこれらの予算が計上されていることは評価されると思います。また、障害者の施設健診をこれまでどおり無料で行うこととか、成人病健診を従来どおり行うこと、こういったことについてお尋ねをしたいと思います。

次に、住民生活に密着した事業を優先し、失業者に働く場を提供することなど15項目でありますが、その中で特に、役場に無料職業紹介所を開設し、雇用の確保に全力を挙げて取り組むこと、また、町が実施している小規模修繕契約希望者登録制度、契約金額を50万円に引き上げ、町内中小業者の仕事確保を図り、公平に発注すること、これらについてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、学校校舎の耐震対策についてであります。

文部科学省と国土公通省は2006年3月20日、公立学校施設の耐震化を進めるため、都道府県に学校施設の耐震化の促進についての通知を出したわけであります。これらについて矢吹町ではどのようになっているのか。学校校舎の耐震化率は全国平均58.6%で、全国的に財政難の現状から大きな問題となっております。当町でも中学校を初め各小学校がその対象であることは、ご承知のとおりであります。教育は100年の大計とされ、古今東西重要視されてきました。とりわけ学校の設置は地域教育の最重要拠点の構築であり、将来に向け慎重に施策されなければならないことは言うまでもありません。

今までの経過を見ますと、中学校に集中して論議され、新築の賛否のみが話題となってきた嫌いがありますが、今までの積み重ねを資料とし、注視しつつさらに多岐にわたる判断材料を町民に提示して、財政再建の成

果を見ながら、新築しますではなく、広く町民の判断と決意のもとに方針が決定されるようにしていかなければならないというふうに思います。それらについて情報の収集と精査、検討して公開することを要望するものであります。

各学校位置の地盤の科学的震度予想とか、全国の市長村は財政難の中でさまざまな工夫をしつつ対処しているわけであります。その情報を広く収集して公開し、判断材料として提供すること、耐震化工事の方法、資材の違いによる工事費の試算、そしてまた、いずれにせよ危険と判断された校舎に毎日児童・生徒は生活しているのでありますので、避難訓練などを毎月実施することや校舎問題を命題として、住民の税外負担の増加やサービス低下にならないように慎重に対応すること、文部科学省に対する耐震化予算の国庫支出割合の増額要求運動を、関係市町村と連携して進めること、こういったことであります。

次に、民間委託についてであります。

まず最初に、図書館についてでありますが、これについては指定管理者制度の導入でいわゆる民間委託に決まったということでありますので、決まったものについては了解はしますけれども、つまり継続性、安定性、専門性に問題があるわけであります。そういった点で、破綻事例ですね、全国で指定管理者を導入して破綻したところもたくさんあるわけであります。そういった点での教訓というんですか、そういったものについて今後、注意をして町当局も対応していかなければならないのではないかと思うんです。一つは、当然、指定管理者導入というのは、市場的競争がもたらす問題があるわけであります。

1つは、指定期間を超えて管理の継続を保証できないことによる制度上の問題だけでなく、営利法人であれ 非営利法人であれ、営利企業的な経営方法が取り入れられることによって、継続性、安定性、専門性が欠如す る恐れがあること、2つ目には、営利企業の場合、想定どおり収益が確保できず財務基盤が弱ければ、直ちに 資金繰りに行き詰まり、簡単に事業から撤退すること、3番目には、公の施設は住民の暮らしを支える付加的 な役割を果たしているため、管理者が経営破綻・撤退すれば、地方自治体が直営で事業を継続させる準備をし ておかなければならないことなどであります。しかも管理者が経営破綻すれば、債権者が債権を回収するため に施設や設備、博物館であれば所蔵品などを差し押さえるなど、公共の貴重な財産が失われるおそれも発生す ると、こういうことが言われておりますので、そういった点について町としてはどのように考えるのか、お尋 ねをいたします。

図書館についてであります。図書館の管理運営や指定管理制度を検討する際の視点ということで、何かについているいろ調べたらば、日本図書館協会は住民サービス向上、教育期間の役割の保証、他の図書館との連携協力、無料の原則などが保障できるかなどを基礎とした、指定管理者制度を検討する場合の制度導入後のチェック項目について提起しており、参考となると言われておったので、町の図書館に行って聞いたらば、以前は図書館協会に入っていましたけれども、会費が2万何がしかかるんですね。そういった費用が予算化されていないので、現在は入っていないということでありました。ですから、町としても図書館協会に入って、そういういわゆる図書館の制度の導入後のチェック項目、こういったことを提起している本もあるということですので、こういった予算をつけてチェックをしていただきたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょう。

さらに、いわゆる保育園の問題であります。町は保育園を業務委託を、福祉協議会に4月からお願いをする

ということでありますけれども、これは19年12月議会でも私が言ったことなんですが、いわゆる民営化の何が問題かということでありますけれども、保育という人を育てる営みをもうけの対象とすることが民営化なんですね。保育所運営の7割から8割は、保育士ら職員の人件費であります。ベテラン保育士が多くなると、9割近くにもなると言われます。それは、人が人を育てる保育所でありますので、当然であります。ですから、ベテラン保育士というのは町の財産なんですね。いわゆる保育所の経営についても民間に委託するということは、民のいいところは民にやってもらうんだと、民のいいところを官のほうでやるということにすれば、何も問題はないんではないかというふうに思うんですが、その点についてもお尋ねをいたします。

次に、時間がなくなりますので、すみれ保育園の問題についてお尋ねをいたします。

今回の問題は、すみれ保育園自体の責任に負うところは大でありますが、ずさんな計画と慎重さを欠いた運営が生み出した公金の浪費、町民に与えた損害から考えると、行政の責任は免れないところであります。町長が言う道義的責任ではなく、政治的責任が大と考えますが、その点についてはどうでしょうか。

また、保育料軽減補助措置は子育て支援の観点から、私は町民からは歓迎されると思います。事後の園児についての対処についても、教育委員会の懸命な措置で、子供たちも無事保育園に入ったと、そしてまた、保護者の皆さんもほっとしたのではないかと思います。私自身もほっとしましたので、皆さん自身もほっとしているんではないかと思います。本当に教育委員会の担当の方々のご労苦には感謝をいたします。

しかし、問題の発生の根源は、幼稚園・保育園の民間委託、民営化を前提とし、現状を無視した施策の強行で、その体制が十分かどうかの精査を怠り、補助金を支給すれば認定保育園になると安易に考えたことに、その原因の一つがあったのではないかと私は考えるわけであります。教育・文化・福祉など弱者に対する公的機関の民営化について、あらゆる場面の想定と慎重な計画のもとに進めないと、結果として高上がりになっている例も見られるわけでありますから、民間委託、補助金支給など公金支給の際は、その団体、法人を十分検討することが重要であることを教訓にすべきであります。

もしその団体法人のミスによって生じた損失の責任は、申請者と最終認可者にあり、自治体にあっては市長にあり、場合によってはチェック機関である議会に及ぶことがあるのが現在の潮流であると思います。補助金交付要綱の不備であります。今回、補助事業廃止届が提出されるまで、その経営様態が不明であったことはその定めがないためではないかと思います。補助金など公金が支出された場合には、その人について追跡調査、経営監査を明記すべきであります。加えて、だれの任務とするかも決定し、特に民間委託の場合は日常監査も必要かと思います。その部署も必要になってくるのではないでしょうか。

認可取得支援のあり方の問題についてであります。認可取得支援については、十分検討しないで安易に考えての執行は失敗であったことが、私は明らかになったのではないかと思います。その結果としての運営費補助、これらは損失したのではないかと思いますが、金額は、1,295万8,000円は、これは保育料と運営費と両方であると思いますのでこんなにはならないと思いますが、幾らだったか。また、すみれ保育園を当初から念頭にした支援措置、補助金交付要綱の作成は、すみれ保育園ありきの特定団体補助が目的で、補助金制度のあり方として極めて不適切であると思います。今後、無認可保育園の認可取得支援を続行するのか、そういう点では疑問が残りますので、それらについてはどうするのか。

責任について、先ほども同僚議員の質問の中にあったわけですが、すみれ保育園がその補助金交付申請時に、

認可取得の支援と認識しているならば、途中でやめるということは背任行為として弁済を求めることができるのではないかと思いますが、そういった点については町としてどのように考えているのか。さらに、行政執行者の責任は、特定申請者を視野にした行為であり、不備な交付金要綱の承認など、作為、不作為のミスが多く見られる財政難の折、町民に与えた損害と政治不信は大なるものがあると思います。この重大性を認識し、道義的責任ではなく、行政的責任を町民の前に、てんまつを明らかにしながらその責任を措置してほしいと思います。町民との行政の信頼回復のためにも必要ではないかと思いますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、県内2番目に高い国保税を引き下げる対策はということで質問いたします。

高い国民健康保険の税金については、これまでも再三質問をしてきたわけであります。私どもが今町民の皆さんにお願いをしている町民アンケートの中にも、寄せられたアンケートの半分以上が、国保税を引き下げてほしい、こういった町民の皆さんのアンケートの結果が出されております。そういった点について、町はどういった、この国保税を引き下げる対策についてお聞かせいただきたいと思います。

健全な国保財政を運営していくための予防医療の取り組みということで、長野県の例を前にも言いましたけ れども、予防医療が健全な国保財政のためにも大いに有効だという具体的事例があります。長野県です。長野 県厚生課の調査では、長野県の老人医療費は14年間連続して全国最下位となっています。1人当たりの老人医 療費は61万2,042円、矢吹町では約83万円ですから、ですから1人当たり22万円安いんです。全国平均では75 万2,721円になるんです。1人当たりの医療費が低い理由としては、1年のうちに医者にかかる件数が少ない こと、入院しても短い期間で退院する傾向があるとしています。そして、余り医者にかからない理由として、 高齢者の方々が就業率が高いということですね。あと、長野県老人大学や、各地域の公民館で行われる生涯学 習講座で学んでいること、また、人口15万人当たりの保健師数が51人で全国第4位なんだね。健診や生活指導 など住民の健康維持を図り、保健指導員、食生活改善推進員が健康づくりの知識や体験を住民に広めているこ と、ひとり暮らしの高齢者率が低く、家族が在宅福祉を支えていること、退院してからの診療時や訪問看護ス テーションなどが、看護や介護する家族を支えているからだとしています。老人1人当たりの訪問看護件数は 0.27で全国第1位、そのほか各市町村健康診査、セット健診を実施していると、35歳以上の人に基本健康診査、 簡易ウイルス検査、胃がん、大腸がん、肺がん、レントゲン、そういったものを組み合わせたものです。また、 前立腺がん検診も同じ日に同じ会場で一度に済ませることができると、たくさんこういったことをやっている んですね。そういった点で、矢吹町もそういった先進地に見習ってやれば、医療費も国保財政には大いに役立 つということでありますので、そういった点について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

乳幼児医療費の無料化について、子供の医療費無料化を、小学校を卒業するまで広げることについてであります。親にとって、子供の病気ほど切ないものはありません。そんなとき、せめてお金の心配なく病院に行かれたらという思いを、乳幼児医療費を初めて無料にした村が岩手県沢内村であります。生命尊重と言われた故人深沢晟雄村長の決断で、1960年に65歳以上の老人医療費を無料にし、翌61年からは60歳以上、老人・乳児の医療費を無料にいたしました。あれから47年になりますが、無料化を求める運動は次から次へと受け継がれ、今や全国の自治体で子供医療費の助成が行われています。

矢吹町でも平成15年10月から小学校1年、7歳の3月まで独自に一斉助成が実施され、親たちへの大きな励

ましとなっています。以来4年が経過、当時は県内でも矢吹町は子育でするのにはいいですねとうらやましく 見られましたが、現在では中学校を卒業するまで無料が大玉村、またお隣の鏡石町、須賀川市、平田村は小学 校3年生まで、そして西郷村や古殿町では小学校を卒業するまで、特に新年度からは県内20以上の市町村でこ うした子育で支援の無料化が図られます。

子供は病気にかかりやすく抵抗力が弱いため、重症化する心配も多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切であります。子供の医療費の心配をなくすことは大きな子育て支援になりますので、我が町でも小学校3年生まで、小学校6年生まで、中学校卒業までの実施計画を作成して実施してはどうか提言するものであります。この子供医療費を中学校卒業まで無料にしてほしいという町民アンケートは、67.7%の町民の方々が回答をよこしておりますので、ひとつこのことについても取り組んでいただきたいというふうに思いますので、町長のお考えをお聞かせください。

○議長(根本信雄君) 棚木議員さん、再質問時間あと2分ですから。よく考えてください。

それでは、10番、棚木良一議員の一般質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 10番、棚木議員の質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革と財政再建のあり方について、町の対応についてのおただしでありますが、行財政改革と財政再建の取り組みは、行財政改革大綱及び財政再建3カ年計画で定めた事項を計画的に実施し、効果を上げてまいりたいと考えております。これらの取り組みに当たっては定期的に研修を行い、より効果の上がる取り組みとしてまいります。また、今後においても「内に厳しく外に優しい」をモットーに進めてまいる考えであります。

次に、国は地方公共団体の財政状況を4つの指標で縛るようなことについて、どのように考えているかのおただしでありますが、ご存じのように地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、昨年6月に公布されました。これは夕張市の財政破綻を契機に策定され、第二の夕張市をつくらないためにつくられた法律であると思っております。国は地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、4つの指標により地方公共団体の財政状況がうかがい知れるようにしたものであります。

また、その比率に応じて健全化のための計画を策定し、それを公表することにより地方公共団体の財政の健全化を図ることとしております。その4つの指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であり、本町が該当するおそれがあるのは、現時点では実質公債費比率であります。この指標の適用は、平成20年度決算から適用されることから、先に栗崎議員にお答えした繰り上げ償還を実施することにより、健全化団体の指定を受けないようにしてまいりたいと考えております。なお、ご指摘の職員定数等については議員の意見を踏まえ、十分に内部協議を経て対応してまいりますのでご理解願います。

次に、町民の負担軽減に努力することについてのおただしでありますが、私も町民の皆さんが小さな負担で 大きな喜びが得られるようなまちづくりを目指したいと思いますが、町民の負担軽減を図るには、その分の財 政負担が必要となります。本町では財政再建に取り組んでいることから、その状況を見きわめながら、知恵を 工夫をもって早期に効果を出して住民サービスの質的向上に努め、町民に喜んでもらえる行政運営をしてまい ります。なお、これらの取り組みに当たっては、受益者負担の原則、法例や規則に即した対応や、政策的にど の部分を手厚くするのかなどを検討し、住民合意のもとに公平感のある取り組みをしてまいりたいと考えてお ります。

なお、平成20年度からは少子高齢化対策として、妊婦健康診査事業について今まで2回まで無料としていた ものを、平成20年度からは第1子、第2子は5回まで、第3子以降は15回まで無料化を図ることとしており、 平成20年度予算に予算を計上しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民生活に密着した事業を優先し、失業者に働く場を提供することについてのおただしでありますが、小規模修繕契約希望者登録制度は、町が発注する小規模な修繕について、入札参加資格審査申請が困難で、町内に事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化を図ることを目的に平成15年1月に制定し、今年度は18業者が登録しております。本制度の活用実績についてでありますが、契約金が30万円未満の小規模な修繕が対象となっており、修繕内容、緊急度合い、地域性、発注業者の仕事量の公平性などを考慮し、各課の判断により適正に発注し、平成19年度は2月現在で修繕費全体のうち約30%が、小規模修繕登録業者に発注になっている状況であります。

ご質問の対象金額の設定引き上げ50万円につきましては、制度制定時から履行確保の容易性、町内業者が対応可能なもの、さらには財務規則の決裁区分等(課長決裁)を考慮し30万円と決定しており、事務処理等の効率性も考慮すると、現行制度で運用し推移を見守りたいと考えております。

また、失業者の働く場を提供することについてでありますが、雇用については何と言っても新たな職場を創出することであり、企業誘致による工場等の進出に伴う雇用創出であります。おかげさまで、ここ2年間の誘致認定した企業の新規雇用者数は約180人を見込んでおり、現在進めております案件も含めると相当数の新規雇用を期待しているところであります。

一方、町の雇用環境については、ご承知のとおり製造業従事者の約半数は周辺市町村からの従事者であることや、求職者と求人側との職種や雇用条件等のミスマッチによる働けない状況、企業誘致に伴う既存企業からの技術者等の引き抜きの懸念等も考慮しなければなりません。そのため、現在、人と仕事のバンクを設けるとともに、適切な雇用及び受発注のあっせん機能を持つ地域活性化支援センターの設置に向けた検討を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、民間委託についてのおただしでありますが、既に社会教育施設指定管理者の導入につきましては、熊田議員、藤井議員へ答弁申し上げたところでありますが、改めて答弁申し上げます。

社会教育施設につきましては、平成16年度より文化センターを初めとして順次運営業務の民間委託を実施してまいりましたが、矢吹町行財政改革大綱及び財政再建3カ年計画等に指定管理者導入する施設として位置づけ、平成20年4月から指定管理者を導入することとし、関係条例の整理を行い、指定管理候補者を選定するための作業を進めてまいりました。指定管理候補者の選定につきましては、選定委員会を設置し、公開プレゼンテーションを含む選定委員会の結果に基づき、指定管理候補者を決定いたしました。議員ご指摘の選定委員のの選任につきましては、施設設置者として副町長、施設運営責任者として教育長のほか、学校代表1名、女性団体代表1名、利用団体代表2名、スポーツ団体代表1名の合計7名の方々を選定委員として委嘱したところであります。

選考につきましては、施設運営の基本的な考え方、施設管理、施設の利用促進、収支計画、管理能力、守秘義務、地域貢献の項目について申請者からプレゼンテーションを受け、選定委員の面接審査を行った後、16の評価項目ごとに各選定委員が評価点数をつけ、全選定委員の総合平均点数により候補者選定順位を付した結果を尊重し、決定させていただきました。この選定結果は公平・公正かつ透明性を確保できたものと考えております。

なお、議員おただしの指定後の受託先の破綻等を含め、継続性、安定性、さらに専門性を含め、円滑な運営がなされるよう指定管理候補者を十分協議しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、また、さらにおただしの図書館運営協議会の加入の是非についても協議してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、すみれ保育園についてのおただしでありますが、この件に関しましては関係者の皆様に大変なご心配をおかけしております。町といたしましては、子供と保護者の不安を一番に考慮した結果、暫定措置として町立2保育園と会田病院の託児所で受け入れ措置をとらせていただいております。現在は大きな問題もなく対応しておりますので、今後も不安や不満が起こらないよう町としてできる限りの対応をとりたいと考えております。平成20年度もこの対応でいく考えでありますが、子育て支援等の基本的な方向等については、今後、町として議会を初め関係者の皆様のご意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

なお、すみれ保育園の補助金についての対応については、町補助金交付規則にのっとり適切に今後も対応してまいりたいというふうに考えておりますし、また、私の責任問題についてはしかるべき時期にしかるべき対応をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、県内第2位と高くなっている被保険者1人当たりの国保税を引き下げる施策についての質問でありますが、国民健康保険税はその年に必要とされる医療費の総額に対して、国・県支出金等を差し引いて必要とされる額を国民健康保険加入者の所得等に応じて負担していただくものであります。1人当たりの国保税の算出方法は、現年分の調定額を年間平均被保険者数で割り算出されます。このため、徴収率を高めることによって必要額を確保するための課税額を低く抑えられることになります。さらに、18年度一般現年分の徴収率87.29%では、国の調整交付金を7%減額されておりますが、減額されない93%を達成しますと、増収と相まって9位までランクが下がる試算結果となっております。このため、税務課内に収納対策室を設け、19年度は現年分の徴収率を18年度より2%アップを目標に取り組んでいるところであります。

また、歳出面では、医療費を抑制することによって国保税が抑えられることになります。平成20年4月からは特定健診、保健指導が保険者に義務づけられ、糖尿病と生活習慣病を予防することによって医療費を抑制する目的とした改革が行われています。このため、町では機構改革で保健福祉課内に健康増進室を設け、国保と保健担当を一体化して対応し、健診計画の策定や健康づくり事業の推進をしているところであります。町といたしましては、収納体制充実による歳入の確保、ヘルスステーション事業による被保険者の健康増進、保健指導充実による病気の予防を通じた医療費の抑制などにより、住民負担の軽減に努力していく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、乳幼児医療費支給についてでありますが、現在この制度についての県内の状況は、県南地域1市4町4村の中でも当町以外は小学校就学前までの支給であります。当町では1歳延長の7歳3月末まで支給し、子

育て支援として充実を図っているところです。昨今、浜通りや県北、会津地方等の一部町村での小学校6年生までの支給や、さらに大玉村、三島町のように中学3年生までの支給を開始したところもありますが、当町では財政再建に取り組んでいる状況もあり、当面現状により運営していきたいと考えております。なお、安心して子供を生み育てることができる環境づくりについては、第5次まちづくり総合計画に基づき推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 10番、棚木議員の質問にお答えいたします。

各学校校舎の耐震対策についてのおただしについてお答えさせていただきます。

各学校等では、既に耐震診断を実施しました施設は、矢吹小学校校舎と矢吹中学校校舎であります。その他の施設につきましては耐震診断未実施であるため、平成20年度当初予算に耐震診断委託料を計上しております。昭和56年6月1日以前に建設され、耐震診断が必要な施設といたしましては、小学校では善郷小学校の体育館と、中畑小学校の北校舎であります。幼稚園では中央幼稚園園舎、中畑幼稚園園舎、三神幼稚園園舎であります。保育園ではあさひ保育園園舎でございます。

耐震診断実施後につきましては、中学校のみならず耐震診断の結果に基づき、教育委員会所管の施設全体についての耐震化計画を作成し、危険度の高い施設を優先に、計画的に耐震補強等の整備を図ってまいりたいと考えております。また、火災や地震の避難訓練につきましては、各保育園、幼稚園、小・中学校ともに定期的に実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、すみれ保育園に関するご質問にお答えいたします。

すみれ保育園につきましては、経営状況悪化により、ゼロから2歳児の園児にかかる保育部分の補助事業につきまして、1月31日をもって廃止の届け出を受けました。2月中に決算書を提出いただき、3月中に実績報告をいただきますが、教育委員会ではこの提出を受けて調査を行い、精算の手続を行うことになっております。同園の補助事業廃止に至った経過や、その後の園児たちの受け入れ先決定などの対応等につきましては、これまで議員の皆様にご報告申し上げたり、保護者の皆様に説明をしてまいったところですが、結果的に園児や保護者、そして町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対しまして、改めて陳謝申し上げる次第でございます。そこで、平成19年4月から平成20年1月までの運営費補助の支出額は1,295万8,000円となっております。この運営費補助金についての決算書をいただきましたので、現在審査中でございます。

- ○議長(根本信雄君) 10番、棚木議員さん、再質問時間2分ですのでご理解ください。
- ○10番(棚木良一君) それでは、県内2番目に高い国保税を引き下げる対策をということで質問いたします。 前に質問したときに、定率減税の廃止になって、町に住民税の増税分が入ってくるわけです。これについて は町民の暮らしの応援策として使ったらどうだということで言ったわけですが、町長は私自身ももちろんその ような考え方で、今後この増収分については考えていきたいというふうに言っておりましたので、そういった 国保税の引き下げに使ってはどうかということで提案するんですが、その点についてお答えをいただきたいと

思います。

また、ただいますみれ保育園問題について、阿武隈時報のインタビューに教育長が答えているんですが、「このまま2年程度続けたいと思います。その間、町幼児教育・保育のあり方などを検討、具体的な見通しを立て、より安心して子育でができる町の幼児教育・保育の環境を整備をしていきたい」というふうに、言っているわけですが、やはり民間委託というと、このすみれ保育園のようになった場合、すぐ町が対応しなければならないという危険なことがあるわけですね。そういった点でやはり、いわゆる私は幼稚園の民間保育には反対でありますけれども、幼保一体的運営施設があるんですね、さめがわこどもセンター、ここでは、幼稚園と保育園が同一施設であるために、両方に子供を持つ親が送り迎えしやすいことなど、保護者が利用しやすくなってきたと思います。また、幼保の教育カリキュラム導入により、日々の保育も充実してきていますということですので、今後の町の方針を立てるのに、こういった先進地などを視察しながら、今後の幼児教育あるいは保育園、そういったものの対応をしたらどうかというふうなことを提言しておきますので、その点について答えていただきたいと思います。

○議長(根本信雄君) 10番、棚木良一議員の再質問に答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 10番、棚木議員の再質問に対し答弁させていただきます。

以前、私が国保税の軽減の対策、定率減税を含めて増税がなった場合については、そういった対応をとるべきだと、それについて町長も同意しているというような趣旨の質問だったと思いますが、その考え方に、今も私は変わりはございません。ただ、そういった対応がとれるかとれないかについては、町の税収の効果等も見ながら、国保税を含む町民負担の軽減対策に向けて対応してまいりたいというふうに今後も考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) では、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

町で進めております平成20年4月からの委託につきましては、社会福祉協議会にお願いすることになっておりますので、民間とはいえ全くの民間ではないというふうに考えております。もちろん教育委員会としても委託をお願いするわけではございますが、教育委員会としては一緒に進めていくというようなつもりでこの保育事業を進めていきたいと思いますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

それから次に、幼保一体のセンターというお話でございますが、実はこれにつきましては平成18年10月から認定こども園ということで、保育園と幼稚園の一緒になった制度ができておりますので、そういうことも含めて今後の幼児教育、保育のあり方というものを考えていきたいと思いますので、いろいろとご助言いただければありがたく思います。

ありがとうございました。

○議長(根本信雄君) 以上で、10番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

ここで1時間ほどの時間の延長をご了解願います。

◇ 吉田 伸君

○議長(根本信雄君) 続きまして、通告8番、8番、吉田伸君の一般質問を許します。 8番。

[8番 吉田 伸君登壇]

○8番(吉田 伸君) 最後の質問となります。341回議会、我々議員も最後の任期の議会となっております。 この4年間、いろいろなことがありました。大分忙しい町政だったと、お並びの幹部、職員の皆さんも私と同 世代であります。今年度でやめる方もいると聞いております。我々の世代は、ちょうど私の友達も集団就職に よって東京に就職していった方も大分おります。その中で、日本の高度経済成長を支える原動力になって頑張 ってきた世代であります。そういう中で、この矢吹町の町政の発展のために頑張ってきた皆さんに、敬意と感 謝の気持ちを述べさせていただきます。ご苦労さまでございました。

確かに今、この財政再建とか何とかいろいろなことの問題ありますけれども、過去ご承知のとおり、平成元年までは日本経済が急行列車のごとく進んできた感覚だと私は思います。あのバブルがはじけてから、そのツケが回ってきた。これは日本経済もそうですし、もちろんその原動力となっておりました日本政府の経済力も、よく十文字議員がおっしゃるとおりで国の施策の失敗などが、私は地方行政にそのツケを回されているだけで、これは棚木さんに同調するようになっちゃうからこれ以上は申しませんけれども、そういう部分も多々あると思っております。

さて、質問に入らせていただきます。

私は11月の中旬ころ、県道新町高架線下、あそこで実際に私自身が起こしたことなんですけれども、ある方の家に行きたいと思いまして、その道路をきちんとルールに従いまして出たところ、後部車輪にぶつけられまして、何でここでぶつかるんだと私は思ったんですけれども、意味がわからず、相手の方になぜブレーキを踏まないんだと言ったんですけれども、よくその後考えましたところ、私のほうが被害者でありながら加害者になったという、不思議な現象が起こりました。

よって、そういうことで、いろいろなことを聞いてみますと、あそこはこの一般質問でも先輩議員とか以前にもあったそうですが、不思議な道路でございます。私もわかりませんでした。安全確認をして出たところそういうふうになったものですから、なお調べてみますと、大分交通事故も起こっていると、私は死ななかったからいいですけれども、何でなんだというぐらいな感覚でおりました。あそこは町長さんが、元町長の三村さんも、そして現町長の野崎町長もあそこの地域です。ですから、ああいうふうな形で置くのでは、やはりおかしいんじゃないかと私は思いますので、県とも協議して私みたいな立場にならないように、ぜひとも野崎町長の手で直していただきたいと私は思います。やっている方がたくさんおります。そういうことで、死亡事故でも起きたらば大変なことになるんじゃないかと、かくいう事故を起こしました私が言うんですから、間違いはありません。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目に入ります。

この問題も駅舎の問題なんですけれども、これはちょっとお話が長くなりますからよろしくお願いいたします。一般質問で大分美化とか駅舎の問題で入っておりますが、私はふるさとの森の、あの絵画のふるさとの絵などを大変評価しております。あそこの入場者の名簿を見ますと、福島県はおろかもっと関東のほうからでも入っております。私は、矢吹町の文化のバロメーターをはかる施設とすれば、あれほどすばらしい発想の場所はなかったと思っております。そして、あそこに飾る作者の皆さんは、大概絵画で言いますと展示場所を確保しなければなりません。そこにある程度の場所の代金を払わなければなりませんので、無料で展示していただけるなんていうのは作者の一番の願いでありまして、あのふるさとの森、あそこでそういうふうな自分の作品が展示していただいて、皆さんに見ていただけるのは本当にありがたいと、これは作者の皆さんが言っておりますので、私もそれを聞いております。その現場の皆さんにも聞いております。そういうことで、大変すばらしいと思っております。

そうしたらば、ここら辺から私の願いでございますけれども、駅の構内、高齢者の方、高齢者と言っては申しわけありませんけれども、あそこの構内を掃除している方は本当にまじめな方です。私、夏場にはアイスクリームを買っていったり、あとちょこっと話するときにいすでしゃべってくるんですけども、本当に感謝、頭下がるくらいです。よって、大分きれいになって、ゴミもなくなっているんですけれども、あの駅舎のドーム並びに、階段はどうだかわかりませんけれども、あの斜めのスペースのところに先ほど言ったふるさとの森みたいな絵画の展示、汚されないように多少高めのほうがいいと思いますけれども、そういうふうなスペースをつくっていただいたらば、駅というものは町の玄関でございます。外部から矢吹町におりましたときに、その絵というものが何点か飾ってあったらばすばらしいと、私はもしほかの駅に、郡山駅でもいいです、泉崎でもいいです、そういうものが飾ってあったとしたらば大変すばらしいし、その村民を評価いたします。

そして、だれでも同じことですけれども、気持ちの中に美しいものを見たときには、絶対やりませんから。 汚れているから汚すんですよ。そして、この話を光南高校の美術部の皆さんに、大変すばらしいと思っております。この間も見ました。美術部の皆さんに協力をしていただいて管理運営をしていただければ、これまたあの方たちの同級生の皆さんの絵を飾るということになれば、これはなおさら先ほどここに書いておきますけれども、情操教育にもなりますし美化運動にもなりますし、全体の町民のモラルも上げてくださると、こう私は思いますので、なにとぞご思案のほどをしていただきたいと願っております。

先ほど、私の年代では集団就職で東京に行きましたと、私は言いました。そこから生まれた言葉、そこからできた曲が「ああ、上野駅」という歌でございます。皆さん歌っているからご承知を思いますけれども、人生の始まりが大概そういうものです。そうすると、先ほど矢吹駅に降りた方と言いましたけれども、もし仮に自分の子供とかお孫さんとかの絵が飾られたとしたらば、これはこういう時代ですから、親もじいちゃん、ばあちゃんまでも行って鑑賞するはずです。飾られた子供は幼児のときに心に残りますものですから、必ず自分の励みになります。それを家族全部で写真に撮ったとか、そういうふうになればもっと大事にします。さらにお願いしたいとすれば、そういう空き時間の中に各小学校の皆さんとか矢中の美術部の皆さんの絵を飾ったりしたらば、幼児教育まできちんとできる問題ではないかと思います。ですから、これは議員の皆さんの同意もいただきたいし、教育長さんの考え方も教えていただきたいと思いますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

私は今議会では、これほどの10人の方の質問もあると思いませんでしたので、早く出しちゃってこれは参ったと思ったんですけれども、やめるかと思ったんですけど、考えてみれば最後に少しはこういう難しい問題ではなく、341回の議会の終わりに、多少なりとも提案という形でできれば幸いという形で終わります。

どうも長い間お世話になりました。ありがとうございました。この後も続けて生きていきます。

○議長(根本信雄君) 8番、吉田伸議員の一般質問に町長の答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 8番、吉田議員の質問にお答えします。

県道棚倉矢吹線と町道新町8号線の交差部についてのおただしでございますが、現在、町道新町8号線が県道に分断された状態であり、新町地内の往来ができない状況であります。また、交差部や高架橋の側道が一方通行となっており、地域の生活道路として利用者の皆様に大変なご不便をかけている状況でございます。この問題を解決するため、町道新町8号線から国道側に新設交差点を設置する計画を、県へ強く要望しておりまして、県と町ともに関係地権者に用地の協力をお願いしているところですが、長期間合意されていない状況でございます。引き続き県とともに用地交渉を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅・矢吹町コミュニティープラザの美化運動についてのご質問でありますが、矢吹町コミュニティープラザにつきましては、平成7年に矢吹駅と町施設を1つの建物として建築し、町民の利便性と地域住民の交流を最優先に考慮した公共施設であります。施設の利用状況につきましては、矢吹駅が1日当たり約1,200人、行政サービスコーナー、コミュニティールームなど町施設の利用が約30人と、多くの方が利用しております。この利用に伴い、施設の管理業務も必要となり、日常的な清掃につきましてはシルバー人材センター、ワックス・ガラス等につきましては専門の清掃業者に外部委託し、施設の維持管理に努めております。また、ボランティアによる美化運動につきましては善郷小学校、鉄道OB会、東西しらかわ農協などにより、清掃活動や花植えなどが実施され、さらにこのような活動に加え、合同防犯パトロールなど防犯面の活動も活発に行われております。

しかしながら、このような施設を愛する活動に相反し、少数の方による家庭ごみの持ち込み、トイレなどへの落書き、施設内で飲食したごみの投棄、施設の破壊行動など施設管理上問題を抱えており、防犯カメラによる予防活動などが行われている実態もございます。このような中で、施設の美化運動という観点から、施設への小・中学校の絵などの作品の展示は、悪質な行為に対する抑止力となると考えられ、作品に対するいたずらの防止などがクリアできれば効果的な運動と考えられます。今後、教育委員会、ふるさとの森芸術村などと連携をとりながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(根本信雄君) 同じく答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 8番、吉田伸議員の質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、駅舎に絵を飾るということは、子供たちの情操を育てるためにも非常に有効なことであると考えております。教育委員会といたしましては、駅舎内に子供たちの作品を展示できるように、学校関係では光南高校の美術クラブなどにもご協力をいただいたり、町内の小・中学校の子供たちの作品を掲示したりすることは、子供たちや町民の皆様に鑑賞していただく上からも、また駅舎の環境美化の観点からも、そして子供たちの豊かな情操を養う点からもすばらしいことと思います。さらに、子供たちの駅をきれいにしようという心を育てる意味から、ボランティア活動による清掃活動をさらに奨励することなどに取り組むほか、生涯学習関係ではふるさとの森芸術村の作品展と連携することなども検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ○議長(根本信雄君) 8番、吉田伸議員、再質問ございませんか。8番。
- ○8番(吉田 伸君) 先ほど、町長はいたずらと言いましたけれども、亡くなりました理崎三郎助役、三郎先生は矢吹中学校の校長さんでありました。もちろん関辺小学校の先生でもありました。当時、矢吹中学校は窓ガラスを割られたりとか、あとスプレーで落書きをしたりと、当時理崎三郎校長先生は、これは事務員さんにも教えられておりまして、寮母から聞いておりますから間違いありません。壁にスプレーで落書きを書かれますと、白いペンキを持って消して歩きました。そうすると、いたずらした子供たちの同級生の皆さんが、校長先生の持っているペンキの入ったバケツを持って、校長先生と一緒にペンキを消して歩いたそうです。自分の書いた落書きが同級生に消されては、いたずらをすることはできません。それが私は教育だと思っております。やるかやらないかは、今の私の話は理崎三郎助役に聞いておりますので、そういうことだと私は思います。

ですから、万が一いたずらしましたらば、後ろにいるヤギヌマさんにお願いして、ページ1面に載せていただきたいと思います。そうすればいかにばかなことかとわかるでしょうから、一度検討してください。よろしくお願いします。それでは、そういうことで。

○議長(根本信雄君) 町長に答弁を求めます。町長。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 8番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

すばらしい考え方を述べていただきまして、大変感銘を受けさせていただきました。私自身も教育とはそういうことだというふうに理解しております。今後、吉田議員のおただしの駅舎の利活用について、その思いを十分に町のほうで受けとめさせていただき、前向きに検討させていただくことを答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

以上で再質問の答弁を終えます。

○議長(根本信雄君) 8番議員、再々質問は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(根本信雄君) 了解。以上で、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長(根本信雄君) 本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

これにて散会いたします。

(午後 4時17分)